

平成23年9月第4回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成23年10月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 高 橋 一 夫
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事) 総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成23年10月5日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問
 日程第2 議員派遣の件
 日程第3 休会の件

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

おはようございます。公明党の川上雄次です。改選後、初めての一般質問を行います。

市民の皆様の付託に応えるべく、住みよい八街市を目指し、全力で取り組みたいと思います。

それでは、通告順に従いまして、3項目の一般質問を行います。市執行部には、前向きで真摯な回答をお願いいたします。

最初の質問は、水環境や生活環境の保全について伺います。

八街市はご存じのとおり、千葉県北部のほぼ中央に位置し、東西に約7.7キロメートル、南北に約1.6キロメートル、面積74.87平方メートル、ほぼ平坦な北総大地にあって、豊かな環境、自然に恵まれております。しかし、この豊かな環境も近年の住宅開発や耕作放棄地の増加など、環境の変化で大きく自然が損なわれております。

また、水環境の保全では、河川の調査や地下水の検査など、有害物質による汚染という負の遺産を将来世代に残さないための努力が必要です。

さらに、農薬の安全性評価、農地の堆肥の施肥管理・地盤沈下などの監視など、環境破壊から自然を保全し、水環境を積極的に再生する施策が望まれます。

こうした自然環境の保護、保全について、本市の取り組みは「八街市環境基本条例」に明確に述べられております。その第14条には、市は市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実、その他、必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする、環境の保全に関する推進が記されております。

そこで、質問要旨の1は、本市で行われている水循環や生活環境の保全に関する学習、広報活動についての実情を伺います。

次の質問は、地下水について伺います。

地下水は、良質で水温の変化が少なく、井戸により取水するため、大規模な貯水・取水・

供給施設を必要としないといった利点があります。私たちの八街市は、この地下水という資源に恵まれており、市民の大半は水道を井戸に頼っています。また市の水道の給水戸数1万3千826戸、人口3万9千127人に供給されておりますが、その約4割は深井戸からの井戸水によって賄われております。

そこで、地下水保全に重要なのは、きれいな水質と健全な水環境の構築であります。地域における水環境構築を解明し、地域の水収支を掌握することも重要であり、水収支のバランスが保たれるように、地下水の涵養が求められます。

また、地下水は飲料水、工業用水、農業用水等に幅広く用いられる貴重な資源ですが、一方、一度汚染されてしまうと、その浄化が難しい性質を持っております。

そこで、水質保全の観点から、昭和63年より都道府県は水質汚濁防止法に基づき、地下水質の汚染の状況を常時監視するようになりました。しかし、近年、農作物の施肥や家畜排泄物、未処理生活雑排水の地下浸透等が原因と考えられる亜硝酸性窒素による地下水汚染が明らかになっております。特に、硝酸性窒素については、平成11年2月に、ホウ素、フッ素とともに、公共用水域及び地下水の水質汚濁に関わる人の健康の保護に関する環境基準項目として追加されております。本市も農業地帯であり、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染が心配されております。

そこで、質問要旨の2として、地下水の水質保全や涵養の施策について伺います。

次に、本市は北総大地に位置しており、九十九里水系と印旛沼水系に分かれる分水嶺が走っております。鹿島川、高崎川、作田川の上流であり、これらの川の水源地の地が八街市であります。近年はゲリラ豪雨をはじめ、気候変動による大雨も多く、本市は下流域に対して雨水流出の調整が求められております。

そこで、質問要旨の3は、雨水流出量の削減策について伺います。

次の質問は、生活排水についてであります。

一般家庭生活からの排水は、し尿や厨房、洗濯等の生活雑排水からなり、汚濁負担の元凶であり、その適正処理が求められます。下水道や合併浄化槽、蒸発散槽などで処理されておりますが、特に近年、年数を経たミニ開発の住宅地では、蒸発散槽による宅内での水処理ができず、困難な状況に置かれている家庭が増えております。行政としても的確な対応が必要と思われま

そこで、質問要旨の4は、生活排水対策に係る施策について伺います。

次の質問は、農商工連携による地域おこしについて伺います。

農産物のブランド化は、北村市長の公約でもあり、農業が基幹産業の八街市では、最優先で、また、ぜひとも実現すべき施策であります。ブランド化の取り組みなど、他市の例を見ると、ブランド農産物育成推進委員会を立ち上げ、ブランドの野菜や果物、多数品目を選定し、認定し、また、特産農産物フェアとか、イベント、また宣伝用のポスター、チラシの作成、野菜料理コンクールの開催、野菜を使った親子料理講習会、野菜認定シール作成等々、多彩な工夫を凝らしたPRを行っております。ブランド化も産地間競争であり、知恵比べで

あると思います。

そこで、質問要旨の1として、ブランド農産物育成の地域振興策について伺います。

次に、農業をはじめ、一次産業と商業・工業等の二次産業、三次産業を合わせた6次産業の育成の推進は、まさに農商工連携による地域おこしといえます。国では「6次産業推進地域支援事業」を地域の雇用確保と所得向上を図るために推進しております。

国産農林水産物を活用した新商品開発や販路開拓、農林漁業者等への技術研修、関係者間での交流会の開催だけでなく、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」を制定し、また、事業を公募し、助成金による支援も行っております。

こうした制度のもと、今、各地で農商工連携による耕作放棄地対策の成功事例が多数報告されております。耕作放棄地にサツマイモを植えて、芋焼酎を作り販売したところ、各地で数週間で完売する等、成功事例が各地で続出しております。本市の農商工連携にあたる例として、日本酒の「やちまた誉」を酒米組合さん、また、近隣の酒造メーカーさんなどが協力して作り、特産品とした事例があります。八街市の「やちまた誉」に続き、砂ぼこり対策を含めて、小麦や大麦の栽培による麦焼酎や小麦製品の農商工連携による特産品づくりを行えば、そこに大きな可能性が生まれると思います。

そこで、質問要旨の2は、砂ぼこり対策と遊休農地解消を兼ねた小麦や大豆栽培による特産品づくりに取り組む支援策に取り組めないか、お伺いします。

次の質問は、榎戸駅整備基本計画の概要について質問します。

6月議会において、榎戸駅整備基本計画として、平成23年度の補正予算、726万6千円が可決されました。榎戸駅周辺は、本市の副次核として位置づけられており、大変多くの市民からなる通勤・通学者の利用があります。その一刻も早い整備が求められております。

6月議会で議決を得た榎戸駅整備基本計画への市民の皆様、地域の皆様の関心も高まっております。

そこで、質問要旨1は、榎戸駅整備基本計画の設計委託先、委託内容をなど、より詳しくお伺いします。

また、市民要望の多い駅ホームの整備充実についても伺います。

要旨2は、上り線ホームの上屋延長や下り線ホームの上屋の新設は、基本計画に含まれているのかお伺いします。

以上、登壇しての私の質問を終わります。明解なるご回答をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問7、公明党、川上雄次議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 生活環境の保全について答弁いたします。

(1)、(2)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

生活環境の保全につきましては、環境問題に対する正しい認識を持つことが、重要な課題であると考えております。そこで、市は生活環境の保全に対する住民意識を高め、より身近なものとしていただくために、市内の小中学生を対象に、環境保全ポスターコンクールを行

っております。募集対象を児童・生徒とすることで、次代を担う小中学生の意識高揚にも成果があると考えております。

また、水質保全につきましては、地下水や河川の水質の現状把握が重要であると捉え、地下水の検査及び河川等の水質検査を行っております。

現在、広域的な取り組みとしましては、印旛沼の水質改善のために、水源である地下水位及び、湧き水保護の視点から、都市化により浸透されなくなってしまった雨水を地下に戻すため、建設時における雨水浸透施設等の設置を推進するためのルールづくりを千葉県及び印旛沼流域の市町村と進めているところであります。

なお、健全な水循環と環境保全に関する施策については、広域的な取り組みが重要とされることから、引き続き関係機関と協力して、その推進に努めてまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、現在、本市の戸建て住宅の雨水流出量の削減は、各宅地内にて処理をしていただくように、建築確認申請時をお願いしております。

また、開発行為による宅地造成の雨水流出量の削減については、八街市宅地開発指導要綱に基づき、面積に応じた調整池を設け、一旦貯留した雨水を抑制しながら放流し、流出量を抑えております。

今後も雨水流出量の削減策については、関係機関と連携をとりながら研究してまいりたいと考えております。

（４）ですが、本市の生活排水対策としましては、公共下水道などの排水整備はもちろんのこと、公共下水道許可区域外の地域における家庭用小型合併処理浄化槽の普及促進を図るため、設置する家庭には経費の一部を補助しております。特に、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から、合併処理浄化槽に切り替える場合には、上乘せ補助を行い、より一層の普及促進を図っております。

今後も継続的に補助を行うとともに、市民の生活環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．農商工連携による地域おこしについて答弁いたします。

（１）、（２）につきましては、関連がございますので、一括して答弁いたします。

ブランド農産物の推進につきましては、本市の特産農産物の一つである落花生及びニンジンにつきまして、さらに広くPRするため、市営中央グラウンドの照明柱に落花生及びニンジンのイラストを描く予定で準備を進めております。

さらに、県内外で開催される各種イベント等に積極的に参加し、八街産野菜のPRを実施しており、八街産を消費者の方々に広く浸透させることにより、八街産野菜がブランド農産物としての育成につながっているものと考えております。

今後も引き続き、積極的にPR活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、関東地方でパン用小麦として期待されている「ユメシホウ」の試験ほ場も今年度２年目を迎えたところであり、学校給食に使用できるよう学校給食会と協議を重ねているところでございます。来年度は環境保全型土づくり事業の対象品目に含めることの検討もしてお

り、地産地消をあわせた特産品づくりに向けて引き続き努力してまいります。

次に、質問事項3. 榎戸駅整備基本計画の概要について答弁いたします。

(1)、(2)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

誠和会、小高良則議員に答弁したとおり、市民の要望に応え、榎戸駅東口の開設に向けた榎戸駅基本計画策定業務を実施しております。

業務の委託先は、ジェイアール東日本コンサルタンツ株式会社であります。

委託業務内容につきましては、現状把握等、将来駅利用者数の想定、自由通路・駅舎基本計画、概算工事費についてであります。

なお、榎戸駅基本計画策定業務は、榎戸駅東口の開設が目的として策定されるもので、駅ホームの上屋につきましては、基本計画策定業務内容には含まれておりません。

○川上雄次君

ご答弁ありがとうございました。では、自席にて再質問させていただきます。

先ほど、市長の答弁の中で、ポスター等の作成を小学生の皆さんにお願いしているということで、環境白書に表紙のところを数ページにわたって掲載されております。非常にいい活動であると、このように考えております。ただ、環境基本条例の方に載っているような学習というものを具体的に、水環境を守るための例えば水環境を推進する、守る月間を設けるとか、もっときちっとした形の取り組みが必要ではないかと思うんですね。水というのは生命の源であり、八街から排出される水の83パーセントは、鹿島川とか、高崎川を通じて印旛沼に流れております。印旛沼はご存じのように、その汚染がワースト1ということで、その上流にある八街市も、この水の環境を守っていくことに対しては、大変大きな責任もあるし、また、貴重な水資源を守ることも大切であります。印旛沼に入った水は、ご存じのように取水されて柏井浄水場で県の水となって、八街市に4割入ってくるということもありますので、水に対する教育、運動、そういったものは、もっと力を入れるべきではないかと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

先ほど、市長の方からご答弁がりましたが、現在、小中学生を対象にポスターということで、そのほかのことにつきまして、今後、確かに水環境という面からして、学習面にも力を入れていきたいということで考えております。

○川上雄次君

それに関連して、河川の水質汚濁の調査を本市でもやっていますし、また、去年は地下水については、県の調査も入ったと思うんですけれども、その辺の状況はどうだったんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、県の方で行っております河川の水質汚濁状況調査につきましては、八街市の場合には3系統ございまして、太平洋側に流れております作田川系統、これで2カ所を検査しております。これにつきましては、徐々に改善の数値的な結果は出ております。昨年よりも改善

されておるといふことでございます。

それから、高崎川水系で6カ所の検査をしております。それから、同じく印旛沼へ流れます鹿島川水系、これにつきましても7カ所の検査をしております。この2系統につきましても、ほぼ横ばい状態ということでもあります。そのほかに、市といたしまして、北部地域と南部地域、隔年で市内65カ所ずつの水質調査を実施しております。これにつきましては、先ほど出ました硝酸性窒素等のやはり検出は見られております。

○川上雄次君

この河川の水質汚濁、これは市民の皆さんの協力もいただかなければ、解決の方向には進まないと思うんですね。そういった意味では、いろんな学習、また、行政がリーダーシップをとって肩入れをしていかなければいけないかなど、このように思いますので、これは環境課挙げて、ぜひとも八街の水環境を守る。横ばいではなくて、だんだんよくなっていくと。いろんな手だてはあると思います。いろんな排水関係についての浄化槽の管理の徹底だったりとか、油を流さないようにするとか、また、EM菌等の使う運動をするとか、いろいろな切り口があると思いますので、水には一番取り組んでいるという、そういった八街市であってほしいんだと。隣の山武市さんに入ると、地下水を守る町というような大きな看板があるんですけども、そういった行政がリーダーシップをとってもらいたいと、このように思います。

ただ、気になるのが亜硝酸性窒素なんですけれども、これは本当に汚染してくると、取り除くのが難しいんですけれども、本市の浄水器を補助で出していると思うんですけれども、その辺の申請状況はどうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

八街市では、平成13年度から浄水器に対する補助制度を創設いたしまして、平成22年度までの10年間で241器の補助をしております。補助金の合計が2千863万8千円ということで、平成13年度当初につきましては、非常に多くの申し込みがございました。近年は大体10器未満ということで、例年推移しているのが状況でございます。

○川上雄次君

最近、この申請数が減っていると。しかし、県の検査、市の検査でも亜硝酸性窒素の数は減っているわけじゃないんですね。一番、直近の検査でも、3割以上は亜硝酸性窒素で不的確になったと聞いているんですけれども、これは、浄水器が当初は大型な井戸に付ける形のものが多かったんですけれども、最近では生活水と飲料水とを別々に飲み水だけ用の浄水器が主流になってきていると思うんです。6万円とか10万円とか、その辺の価格帯のものだと思うんですけれども、そういった社会の状況に合わせて、使いやすい浄水器に対しての助成制度が必要じゃないかと思うんです。というのは、今までの制度ですと、例えば小さな団地で共同の井戸を使っている場合には、対象外ということで、浄水器を申請しても窓口で断られているということを知っているんですけれども、各戸に付けられる小さな浄水器であれば、より多くの方に対策がとってもらえるかと思うんですけれども、その辺についてのお考

えはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この浄水器につきましては、大型とか、小型ということに限定したものではないというふうに、私どもは考えております。ですから、浄水器を付けて窒素並びに大腸菌が除去できるという装置であれば、これは設置の補助金につきましては、設置前と設置後の水質検査をしていただきまして、この窒素あるいは大腸菌が除去されているというものが確認されれば、補助金の方は支出してございますので、小型でそれだけの能力があるという浄水器であれば補助金の対象になるというふうに考えております。

○川上雄次君

設置前と設置後の検査となると、その検査費用だけで結構するんですね。ですから、設置前に、これは汚染されているから適応だとなったときに、市の方で認定した機種であれば、設置後の検査は省くということではできないんでしょうかね。その器種によって、メーカーが結果のデータを出したものを市で認定すれば、それは済むんじゃないかと思うんですけども、全部で2回検査となると、それだけ大きな負担がかかると思うんですけども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この設置につきまして、現在までは申請をされる側で、市が指定というか、このメーカーもいろいろあると思います。それから、今も話が出ましたが、だんだん小型化したり、そういう性能もだんだんよくなってきているんじゃないかと思っておりますので、この器種を市で指定というようなどころではなくて、現在までは、そういう検査をしておったわけですけども、その家庭によって、私どもは実際に窒素あるいは大腸菌がとれるということが、果たしてメーカーさんで証明して、すべての飲料水に果たして、それがそのまま適合されるのかどうかについて、私どもは詳しく今のところわかりませんので、その辺につきましては、必ずとれるという確証があるのかどうか。この辺については検討してまいりたいと思います。

○川上雄次君

先ほどお話ししたように、八街の大半の方が井戸水を使っております。そして、この浄水器制度、せっかくあるんですけども、使いにくい制度であれば普及もしないと思いますので、年々申請数も減ってきているということは、もっと使いやすい制度で、また、多くの方にきれいな水を飲んでもらうためにも、その辺の研究・検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に八街市は生活排水に関して、先ほどの市長答弁の中でも合併浄化槽等の補助制度があるわけですけども、最近なんですけども、芝山町さんでは、合併浄化槽を設置して放流先がないという家庭の近くにあって、そこまで排出設備を作る場合には、町の方で排水設備に対する補助金を出しているんですね。例えば10メートルまでは1万円、40メートルまでは6万円、長くて100メートルだとすると40万円と。そういうメーター数によって10メートルから100メートルまでのランクがあるんですけども、そういった排水設備についての助成金を出していると。八街市も先ほど紹介したとおり、大変多くの方

がミニ開発で宅内処理といっても機能が低下したり、新しく作っても作っても機能が低下して、もう掘るところがないというようなご相談なんかも受けるんですけども、こういった排水設備に対する対策をとっていただけないかどうか、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かに私も見ましたが、芝山町で、そのような制度を設置してございます。これをよく見ますと、私どもの八街市に置き換えた場合に、通常のお宅ですと、この10メートル未満、設置箇所から放流先までが10メートル未満のお宅がほとんどではないのかなど。言いますのは、例えば合併浄化槽を設置して、それから放流先まで100メートルあるというところについては、これは他人の土地を通っていれば別ですが、自分の敷地内で自分の中で設置をしていくということになると、10メートル以内の方がほとんどではないのかなというふうに思っております。そうしますと、市から例えば芝山町と同額でやっていきますと1万円の助成を出すということでございますので、現在、補助金を出した上に1万円で、どの程度の効果が私には出るのかなというふうに全体的なことを考えますと、この設置の補助については検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

○川上雄次君

芝山町さんが先鞭を付けたわけですけれども、八街は八街の事情がいろいろと状況があると思うので、八街としては、こういうのが一番市民の皆さんにとっても利用していただけるんじゃないかという、そういった制度にしてもらって、金額等も検討していただいて、それで本当に多くの方が排水問題では困っていますし、それを放置しておきますと、そこで生活雑排水が地下に浸透して汚染の原因になったり、また、近隣の最後になったりとか、そういった問題を抱えておりますので、こういった問題についての取り組みも八街市として、これはどこよりもいい制度を作ってもらいたいと思うんです。例えば八街の市役所には、排水対策の困り事相談室を設けるとか、そういった手厚い取り組みが求められるのではないかなど、このように思いますので、このことはご要望として、ぜひとも検討していただきたいと、このように思います。

それから、今度、雨水の地下への浸透ということで、浸透側溝等、いろいろと考えて、また、実施していただいていると思うんですけども、この前の台風12号、15号のこともありますけれども、最近気候変動が激しくて、以前は10年に一度というのが時間50ミリというような雨だったんですけども、最近は80ミリとか100ミリ近い雨が降ったりと。そういうことで、本市のこういった雨水の流出に対するいろんな施設、こういった気候変動に対応した形がとられているのかどうか。その辺の取り組みについてお伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

市といたしましては、以前から開発行為等において浸透を含め、調整池による抑制を図っているところでございます。また、戸建て住宅においても建築確認申請時をお願いしております。

また、歩道の整備をするときに、浸透舗装、また、学校の校庭においては貯留浸透施設の

整備等を行っているところでございますけれども、今後こうした取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

この雨水調整池が八街各地で作られておりますけれども、一番心配なのは、大関調整池が文違1号線を作ったときに、大分埋め立てられたという状況があつて、貯水能力が減っていると思うんです。以前の議会でも上流に調整池を作る計画もあるということだったんですけれども、その辺の進捗状況、用地手当等は、どのような状態になっているか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

これは、別の場所になってしまうんですけれども、現在、東京学園付近の道路が冠水するというので、学園跡地の一部を調整池として買収できるように国と交渉しているわけですが、ご指摘の上流につきましては、まだ、候補地の検討中でございます。

○川上雄次君

早急な対策が望まれるところなんですけれども、この雨水対策については、オンサイト、またはオフサイトということで、水の出るところ、また、下流域と幾つかの対応の仕方があると思うんです。複数の選択肢で選んでもらえればなというふうな、早急な対策が望まれるということで、今後、本当に気候変動の激しいときでもありますので、早急な対策をよろしくお願いいたします。

次に、ブランド農産物の育成、振興策についてお伺いします。

先ほど登壇しての質問でも取り上げたんですけれども、ブランド農産物を育成していくためには、きちっとした組織立った委員会なり、プロジェクトチームなり、そういったものが必要だと思うんですけれども、その辺の取り組みはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ブランド化につきましては、組織とか、いろいろ作る計画はございますが、ある程度、私の方でもブランド化に向けて具体的な方策を決めた中で、その協議会でお諮りしたいと。といいますのは、今まで過去にもいろいろ委員会なり、協議会等、そういうものを立ち上げた経緯はございますが、なかなか具体的なものが提示されないと、その協議会の中でお決めいただくということもなかなか難しい面もございます。それから、これもなかなか進まないという部分もございますので、ある程度、私どもで、この八街の市長の公約にもございますニンジン、あるいは落花生を要するにブランド化というのは、落花生については、もう既になっていると思います。ただ、これを利用してニンジンですとか、その他の作物をやはりブランド化していくには、ある程度、具体的な方策を考えた上で検討していただくというよりも決定をして、その具体策を実行していくという方法をとっていきたいと思いますので、最終的には、そういうものを作って実行に移していきたいというふうに考えております。

○川上雄次君

昨日の一般質問の中でも、八街の北口駅前の公共核施設用地を使つてのイベント等を検討するような話も出ておりました。八街は本当に農産物が豊富で、春から冬まで、スイカも落

花生もニンジンも、また、里芋もいい作物がたくさんとれるので、収穫祭を毎年通じてやるような、ブランド品も他品種をブランド化していくような取り組みが必要じゃないかと思えます。

今日、読売新聞を読んだときに、タイムリーなんですけれども、成田市の女性職員7名が地産地消でしようけれども、アンパンの開発中ということで、これは日本古来のスイーツということで、落花生の入ったとか、サツマイモの入った餡を使ったりして、18種類の試作をしていると。地元の機内食の会社とか、ホテルとも連動して作っているということが新聞に大きく載っているんですね。市の職員さんも一生懸命、こういったものに取り組んでいるなということで、感心して読んだんですけれども、いろんな方の知恵を使って、いろんな力を結集して、八街のブランド化というものは取り組んでいただきたいと思うんです。また、そのためには予算化等もしていかなければいけないかなと、このように思うんですけれども、このブランド化については、市長の考えをまた伺いできればと思うんですけれども。

○市長（北村新司君）

先般も申し上げたところでございますけれども、NHKの食の祭典、あるいはここで千葉大の植物工場等に見学に行くところでございますけれども、その際にも八街市の農産物についてもPRするし、これから、いろんな意味で先の答弁でもございましたけれども、ユメシホウの試験等々もございまして。これから八街市の野菜を全国に名を高めるために、議会の皆さんのお力添えもいただきながら、市民全体で八街市の野菜の特産をブランド化するために私も頑張りますけれども、議会の皆さん、議員の皆さんのお力添えもいただいてやってまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

○川上雄次君

ありがとうございます。議員の湯浅副議長も酒米組合ということで、やちまた誉を作ることにご尽力してもらいましたけれども、先ほどお話ししたように、土づくりと同時に小麦、また、大麦を作ったり、麦焼酎を作るとか、そういった発想もあると思うんです。

実は、酒々井のやちまた誉を作っている酒造メーカーさんの社長さんにお会いしたときに大麦を八街で作って麦焼酎ができませんかという話をしたときに、設備はあるからできますよというお話もありましたので、これは担当課の方でも検討していただければなと。これも一つ提案ですので、よろしく願いいたします。

あと、耕作放棄地に対しての八街も今1割ほど、耕作放棄地があつて、また、管理農地という形で、ただうなっているだけの土地も農地もかなりあると、このように聞いております。これについては、JAさんとの対策協議会を作られたと思うんですけれども、それについてのその後の進捗状況はいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

大変申し訳ないのですが、ここで、進展状況をご説明できるほどの進展はなさそうでございます。ただし、私どもの方で、逆に遊休農地の活用につきましては、昨日もご答弁申し上げましたが、本年度、各農家さんの方にPRを進めていって、まずは貸していただける方の

登録を何とかしかりできるようにして、これを市の方で把握して、貸し手にお貸しして新規就農あるいは規模拡大用の農地としてご利用いただくということを、まず、先決で行いたいと思います。これにつきましては、来月の広報から出すわけですが、これにつきましても時間もなかった関係で、市としての支援策というものは具体的に、まだ、載せてございません。これを詰めながら来年の3月までに、市としても、その辺の支援策を打って、それで農地を貸す側が安心して貸せるように。借りる側も、ある程度、長期的な期間、安心して自分で耕作ができるような、そういうようなものを作ってまいりたいというふうに考えております。

○川上雄次君

ありがとうございます。耕作放棄地に対する取り組みというのは、全国各地で本当に多く取り組みがあるんですけども、先ほど紹介した芋焼酎を作る取り組みというのは、実は日本中各地で非常に多くの数に取り組んでおります。そのほとんどが成功しているんですね。

1つ紹介すると、前橋市さん、これは平成20年度に8千本作ったんですけども、22年度に2万本になっていると。即みんな完売しております。これは農商工連携で作る方、栽培する方、また、お酒を作る方、買う方ということで、もう予約が入るぐらい特産品として、それぞれの地が地ビールならぬ、地焼酎というか、そういうことでやっているんです。

まだ、麦焼酎は聞いていないので、八街は麦焼酎をひとつ挑戦してみたらいいんじゃないかなと、このように思いますので、これは砂ぼこりの対策にもなると思いますので、これをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時58分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入る前に報告します。

林政男議員より、一般質問参考資料の配付依頼がありましたので、許可しました。

配付しておきましたので、よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。過日の選挙で初当選させていただきました。八街市発展のため、先輩議員、市長並びに執行部の皆様のご指導を賜りながら、懸命に取り組んでいく

所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1. 交通安全についてご質問いたします。

要旨(1) 通学路の安全対策についてお伺いいたします。

通学路は、子どもたちが安全に登下校できることが前提です。しかし、八街市内の道路を見る限り、とても安全とは言えない通学路が多く、親御さんたちは不安を抱えながら子どもたちを学校へ送り出している状況です。

そこで、お伺いいたします。

①通学路の安全点検は、市としてどのように行われているのか。また、事故が起きたり、危険と判断されたときの問題点の解消についてはどのような取り組みがなされているのかをお伺いいたします。

次に、通学時間はもちろん通勤時間帯でもあり、スピードを出している車が多かったり、大型ダンプが子どもたちの脇をすれすれに通り過ぎることも少なくありません。

そこで、②通学時間帯の速度制限についてはどのようになっているのか。

③大型車両の進入規制は行えないのかお伺いいたします。

④通学路のひとつでもあります黎明高校グラウンド脇の富山3号線の側溝部分の段差が歩行者や自転車にとって、とても危険であります。段差解消を望みますが、その取り組みはいかがかお伺いいたします。

質問事項2. 教育についてご質問いたします。

要旨(1) 空き教室の活用についてお伺いいたします。

少子化により、子どもたちの人数は年々減少しており、それによる空き教室が各学校でできていると思いますが、①現在の各小中学校の空き教室の実態はいかがか、お伺いいたします。

子どもたちは地域の宝であります。平成19年度より「放課後子どもプラン」がスタートいたしました。放課後子どもプランは、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものです。現在、多くの市区町村で取り組みが進んでおります。

そこで、②といたしまして、我が八街市の空き教室における放課後子ども教室の取り組みはいかがか、お伺いいたします。

質問事項3. 子育て支援についてご質問いたします。

要旨(1) ブックスタートの取り組みについてお伺いいたします。

ブックスタートは、1992年に英国で始まりました。日本には2000年に紹介され、同年11月の試験実施を経て、2001年には世界で2番目にブックスタートを開始しました。その後、ブックスタートは、多くの国々から注目を集め、世界各国へと広がっています。

2011年、8月31日現在、ブックスタートの実施自治体は、全国1千746の市区町

村のうち799市区町村となっております。親をはじめ、たくさんの人が赤ちゃんと一緒に時間を過ごし、愛情に満ちた「ことば」を語りかけることで、赤ちゃんは自分がとても大切にされ、愛されていることを知り、喜びを感じます。赤ちゃんの幸せは、そんな時間の中で芽生え、広がり、育まれていくものです。それは、大人にとっても心安らぐ子育ての時間になります。ブックスタートは、そんな幸せのきっかけとなる大事な取り組みです。

また、赤ちゃんのいる保護者同士が知り合うきっかけにもなり、地域とのつながりを持つきっかけにもなります。子育て支援の大事な事業の1つでもあるブックスタートの一日も早い実施を要望するものですが、その取り組みはいかがか、お伺いいたします。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問8、公明党、服部雅恵議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 交通安全について答弁いたします。

(1) ②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

速度規制や大型車両の進入規制については、道路交通法に基づく交通規制で、千葉県公安委員会が設定するものでございます。市としましては、地域の代表者からの要望や規制しようとする地域の交通事情などの安全性を考慮し、本年3月24日に39カ所の交通規制に関する要望書を佐倉警察署に再度要望しているところでございます。

佐倉警察署によりますと、速度規制については、時間限定による規制は難しく、進入規制については時間限定は可能であるものの、その場合であっても大型車両に限らず、すべての車両が対象となると聞いております。

また、実際に速度規制を設定する場合は、路側帯の拡幅等を含む道路改良工事を実施した上で設定することから、道路改良整備を実施しなければならないと聞いております。

したがいまして、規制を実施する場合は、沿線地域の皆様のご理解をいただかなければならないことから、市が現状でできる対策としましては、歩行者の安全を図るために、ドライバーの注意喚起を促す看板等の設置を地域の代表者による要望により行い、交通安全対策を図っているところでございます。

なお、市内通学路における時間帯進入規制は、中央公民館脇、交進小学校西側、山田台地先の3カ所で実施されております。

次に④ですが、ご指摘の箇所につきましては、舗装面がボックスカルバートより低くなっている箇所が見受けられました。これは、水路の工事を行った際の埋め戻し部分が時間の経過により沈下したものでございます。段差が生じている箇所につきましては、自転車等が転倒するおそれがありますので、早急に補修を実施いたします。

次に、質問事項3. 子育て支援について答弁いたします。

(1) ですが、ブックスタートは乳児と保護者が絵本を介して、ゆっくりと心触れ合うひとときを持つ、きっかけづくりにつながるため、健康部門で実施している乳幼児健診事業な

どに取り入れ、図書館司書とボランティアの方が一緒になって実施する自治体が増えてきております。

本市としても、乳児相談事業に取り入れて実施できないか、健康部門と図書館司書が調査・検討をしております。

現在は、絵本の選考とボランティアの方の協力が必要になるため、市内のボランティアグループに声をかけておりますので、よい返事が得られた場合に備え、ブックスタートに関する研修を受けていただくための準備として、講師等について検討していくところです。

以上のとおり、ボランティアの人材確保及び事業に伴う予算確保の目途が立てば、平成24年度中に乳児相談事業に取り入れていきたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 交通安全について答弁いたします。

(1) ①ですが、通学する経路の点検方法は、多くの学校が次のように行っております。

- 1、点検日を設定し、教職員が車を使ったり、歩いたりして点検する。
- 2、児童・生徒の下校時に一緒に帰りながら点検する。
- 3、家庭訪問をし、全員の家までの経路を点検する。
- 4、台風や地震の後、教職員が通学する経路の安全を点検する。
- 5、PTAや地域の方々が、通学の経路を点検する。

問題点としては、児童・生徒が横断するのに危険が予想されるなど、危険をはらんでいる箇所もあることが挙げられます。各学校においては、児童・生徒への安全指導を繰り返し行っております。

また、地域と連携を図り、登下校の安全を見守っていただく活動を多くの学校で行っております。

また、学校やPTA、育成会、地域が協力し、道路環境などの整備については、担当課へ要望をしているところもあり、改善されたところもあります。

今後も学校と保護者、地域が連携しつつ、児童・生徒への指導の充実を図るとともに、関連のある各担当課との連携に努めてまいります。

次に、質問事項2. 教育について答弁いたします。

(1) ①ですが、いずれの学校も普通教室として使用していない教室がございます。それらの教室は、現在、算数の少人数指導や個別支援、教育相談などのために活用しております。

今後も児童・生徒数の推移を確認しながら、有効な教育活動の推進を目指し、空き教室につきましても、適切な利用を検討してまいります。

次に②ですが、放課後子ども教室につきましても、中央公民館を会場とし、「子どもキラットスマイル広場」という名称で、土曜日の午後に実施しております。地域の子どもたちが安全で安心して活動し、昔遊びなどを通して子ども同士や大人たちと交流することで、心豊かで健やかに成長する環境を提供しております。

このほかに、交進小学校におきまして、地域の方々が学校支援を行うための教室の一部を

利用し、「学校支援ボランティア講座」の修了者であります地域の方々によって、算数教室や本の読み聞かせなどの放課後子ども教室を実施しております。

先ほど答弁したとおり、空き教室は現状ではございませんが、今後も学校の状況に合わせた教室活用をすることで、学校と地域の方々が連携した放課後子ども教室を実施できるように、人材育成のための学校支援ボランティア講座を各小学校区で実施するなどの支援をしてまいります。

○服部雅恵君

ご答弁、大変にありがとうございました。それでは、自席にて何点か、ご質問させていただきます。

まず、交通安全についてということで、通学路の点検ということで、よくわかりました。ぜひ、教職員が車、または歩きとおっしゃいましたが、やはり車では一瞬で通り過ぎてしまいますので、しっかり歩いて本当に確認しながら、その辺を点検していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目、3点目の速度制限、大型車両の進入規制ということでご答弁いただきましたが、現在、3カ所規制されているということですが、その3カ所が規制になった経緯をお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長の方から答弁を差し上げたとおり、現在、時間帯進入規制がされている3カ所ということがございますけれども、まず、1カ所目の中央公民館脇、これは実住小学校の通学路ということになっております。それから、交進小学校の西側は、これは当然ですけれども交進小学校の通学路ということ。それから、山田台地先につきましては、二州小学校の通学路ということで、いずれも通学路となっている場所でございます。これらの場所につきましては、主要道路が渋滞している等の理由によりまして、一般車両が頻繁に、この通学路に流入をしてくるようなこと。それから、スピードを上げて通過する車があるということで、子どもたちが事故に巻き込まれないようにということなどを踏まえて、地域から規制の要望が出されていたものでございます。

市といたしましても、こういったことを受けまして、交通安全上、規制を行うことが必要であるというようなことを判断いたしまして、地域と市が一体となって警察の方に対して要望を行った結果、規制が実施をされたということでございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。その際、例えば地域住民の方からの苦情とか、また、通行をするにあたって苦情とか、そういうのはあったのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

例えば進入禁止の規制をするということになりますと、特にその道路の沿線の住民の方々にとっては、一定の不便が生じてしまうということはあると思います。例えば進入規制を行った場合には、沿線の住民の方も規制対象になりますので、そういった場合には、その

進入の許可、これを得る必要があります。そのようなこともありまして、規制の要望等につきましては、地域から要望を上げていただくときに、地域の方々の意向を十分確認をしていただき、規制が実際に実施をされてからトラブル等が生じないようにとした上で提出をしていただきたいということで、お話を差し上げてございます。

このようなことから、規制が実施をされる前提としては、基本的に地域の総意のもとにということで行われているということでございますので、現在、進入規制がされている、この3カ所については、特に苦情というのは聞いてございません。

○服部雅恵君

ありがとうございました。公安委員会の方に提出して、それからのことになると思うんですが、地域から要望が出され、また、実際に規制が行われるまでには、どのくらいの期間を要するのでしょうか、お答えください。

○総務部長（浅羽芳明君）

現実にはいろいろな課題がありますので、一定の期間、ある特定の期間でできるというようなことではお答えできないところでございますけれども、先ほど来、お話をしておりますように、実施に至るまでの手続につきましては、まず、地域からの要望、これがございます。それから、この要望をもとに市の方では現地の状況、あるいは通学路であれば、その子どもたちの数など、こういったことを調査した上で必要性を判断をして、必要だということであれば、地元の幹部交番、あるいは佐倉警察署の方に要望書を提出するというような手続になります。また、その際には当然、状況の説明も行うということです。

それから、警察の方の対応でございますけれども、必ずしも、この要望書が出されたということで、それをすぐ実施に移すということではなくて、当然、道路環境をまず整備したらどうかというようなこと。あるいは、ほかの交通安全対策ができないかというような意見も当然、警察の方からは出されているところでございます。

それから、また、実施に向けた検討がされるといった場合になっても、規制に合わせて道路の形態、これを変えなければいけない。先ほど市長の方からも答弁がありましたが、そういったことも要求されることもございます。いろんな面で規制に結び付くこと自体が、なかなか残念ながら難しいような状況にもあります。

また、仮に規制が実施されるということになりましても、今まで経過を説明させていただいたように、ある一定の時間がかかるということで、特定、このぐらいの時間があれば規制が実施できるというようなことではございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○服部雅恵君

ありがとうございました。3月24日現在で、39カ所の要望書を提出されているということでもありますので、本当にそれだけ危険な箇所が多い通学路ということになります。本当に規制1つにしても、とても大変なことがよくわかりました。しかし、私たち大人にとっては、先ほども言いましたが、車で一瞬で走り過ぎてしまう道路も、子どもたち、ご高齢の

方、また、障がいのある方、すなわち交通弱者にとっては、とても危険な長い道のりであります。私も実際、何カ所かの通学路を歩かせていただきましたが、とても怖い思いをいたしました。車道と歩道の境の白線が消えかかっている道もたくさんあります。どうか、少しずつでも結構ですので、通学路の整備を進めていただけますよう、ご要望いたします。

また、④の黎明高校グラウンド脇の道路に関しては、早速改善をしていただけるとのことのご答弁、本当にありがとうございます。

では、続きまして教育についてですが、空き教室は今のところ、ほかの用途で使われているということなのですが、今後の空き教室の活用に対する市としてのお考え、先ほどもご答弁の中にございましたが、例えばご高齢者の健康体操ができるトレーニングルームなどは、使えないのかしらという住民のご意見とかもございます。また、いろんな幅広い考えで、これからのこの空き教室ということの考えをもう一度お聞かせください。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほど教育長からも答弁させていただきましたけれども、通常教室、これは通常教室と申しますのは、普通教室、それから特別支援教室、それから特別教室、これは図工ですとか、音楽室とか、これを特別教室と言っておりますけれども、こういった形で使用していない教室につきましては、算数の少人数指導や個別支援、また、教育相談、そして会議室といった形で使用しております。

教育委員会といたしましては、今後も同様な考え方で有効な教育活動の推進のため、教室の適正活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

わかりました。本当に子どもたちが健全に育成されていく。そういうことに、しっかり使っていただきたいと思います。

また、さっきも言いましたように、例えば地域の方々とのご交流ができるような、そんな用途もこれから考えていただければありがたいと思います。

続きまして、今、放課後子ども教室、公民館、交進小学校で行われているということでご答弁いただきましたが、もう少し詳しい内容をお聞かせいただけますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

ご答弁いたします。中央公民館で平成20年度から実施しております放課後子ども教室でございますけれども、ボランティア団体に協力をいただきまして、昔遊びのほかに手工芸など、ものづくりも実施しております。

また、平成22年度には、延べ221人が参加をしていただいております。

また、交進小学校におきましては、平成21年度に実施いたしました学校と地域の方々をつなぐための学校支援ボランティア講座、これを受講していただきましたコーディネーターが中心となっていただきまして、活動しておりまして、火曜日の放課後に足し算や九九の暗唱などの授業の復習を行っております。

また、同じく火曜日の昼休みには、本の読み聞かせも行っております。以上で

ございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。交進小学校で行われているということなのですが、ほかの学校では、どのようにしていくのか。また、交進小学校には児童クラブも、各学校ございますが、その児童クラブとの放課後子ども教室との連携というのは、どのようになっているのか、お聞かせください。

○教育次長（長谷川淳一君）

ほかの地区、小学校区につきましても、可能であれば、そういった形で検討させていただきたいというふうには考えております。

また、児童クラブと放課後子ども教室の連携ということでございますけれども、児童クラブにつきましても、共働きの家庭などの概ね10歳未満の児童を対象にして、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する事業ということでございます。

また、放課後子ども教室は、すべての子どもを対象に安全で安心な環境で、地域の方々の参画を得て、さまざまな体験や学習活動を行う事業というものでございます。このように性質がことなるものでございますので、現状では特に特段の連携というのはしておりませんが、子どもたちが安心して活動できる場所を確保するために、両事業の充実が必要であるというふうには考えております。

○服部雅恵君

今、ご答弁にもありましたように、児童クラブは本当に共働きの方のお子さんを預かるところでございます。ちょっと内容は違うかと思いますが、やはりこの辺、質のいい放課後の内容を子どもたちに与えるということでは、しっかり連携をとって、うまくその両方が一体化といいますか、連携がとれるような、そういうことも、これから考えていただければと思います。

核家族化が進む今、家に帰っても1人でゲームをしている。そんな子どもも少なくないと思います。放課後子ども教室、また、児童クラブのさらなる充実をお願いいたします。

八街総合計画2005、ヒューマンフィールドやちまたの第2次基本計画の中にも、五の街ということで、「目指します！心の豊かさを感じる街」ということの中で、基本方針の中に、家庭・学校・地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めますという言葉がございました。本当に先ほどの通学路にしましても同じなのですが、本当に地域の中で子どもたちをしっかり守っていく。そういう体制を本当に市として、しっかり作っていただければと思います。

最後に子育て支援についてですが、ブックスタートにおける、今ボランティアの方を導入というお話がございましたが、今現在、どの辺まで、その辺が進められているのか。また、人員としては、どのぐらい必要なのか。その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

お答えいたします。市長から答弁差し上げたとおり、現在、市内のボランティアグループ

に声をかけているという答弁を差し上げたところでございますが、この10月になりましてそのボランティア団体2つにお声がけしたわけでございますが、その2つの団体から概ね了承したと、協力をいただけるというような返事をいただいております。それで、2つの団体で合計約50名弱の方がいらっしゃいますので、4月以降実施する場合に、ご協力いただけるものと考えております。了解をいただけましたので、今後、市長の答弁でございましたとおり、例えばNPOのブックスタートという団体がございますので、そこから講師を呼んで学習会を開くなり、また、他の近隣の自治体で実施しておりますブックスタートに協力しているボランティアの方に講師として呼び申し上げまして、学習会を開くと。

それから、基本的に乳児相談で行いますので、健康管理課でやっておるわけでございますので、その乳児相談の流れ等々をご説明する。あるいは実施に乳児相談を見ていただくと。そのような作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

どうもありがとうございました。前向きなご答弁ありがとうございます。私も読み聞かせボランティアの一員でございますので、また、しっかりサポートしてまいりたいと思っております。ブックスタートが24年度よりスタートできることを強くお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

通告に従いまして質問させていただきます。

質問の第1は、国民健康保険問題であります。

八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算総括表によれば、歳入は予算現額84億3千657万2千円であり、調定額は114億3千646万9千170円であり、収入済額は82億5千520万8千881円、不納欠損額は2億2千812万4千411円、収入未済額は29億5千313万5千878円であります。予算現額に対する収入率は97.85パーセント、調定額に対する収入率は72.18パーセントとなっております。

一方、歳出額の予算現額は、84億3千667万2千円で、支出額は82億3千938万896円となっております。したがって、歳入歳出差引残高が1千582万7千985円となり、財政調整基金繰入額474万円、翌年度繰越額は1千108万7千985円としております。

また、平成23年度予算で、80億7千628万5千円を計上していますが、22年度並みの決算とすれば、調定額に対する収入未済額は約30億円であります。

既に国保財政は破たんの危機を迎えております。国保財政は八街市のみならず、ほとんどの市町村が赤字に苦しんでおります。国は国保財政の抜本改革を図る必要があり、少なくとも都道府県一元化に持っていくべきだと、私は思っておりますが、現状としては遅々として

進んでおりません。だとすれば、八街市は独力で国保問題を少しでも改善しなくてはなりません。新聞・雑誌・テレビ等の報道を見るたびに、何とかしなければいけないと思うのであります。

そこで、本年度の現況はどうか。決算の中期見込みはどうか。さらに、今後の見通しについて伺いをいたします。

次に、財政問題の2点目は、新規財源の創出についてであります。

八街市の経常収支比率は92.6パーセントで、財政の硬直化が進んでおります。投資的経費である普通建設事業費の市単独事業は、平成21年度、9億7千737万7千円で、平成22年度は7億1千685万4千円とマイナス26.7パーセントの減額となっております。この硬直財政を打破するには、何といたっても新規財源の確保が求められます。

そこで、市当局はどのような手段・方法で新規財源の創出をお考えか、お聞かせを願います。

次は、交通網の整備についてであります。

国道409号の渋滞解消を目途に建設が進められております八街バイパスの工事は、平成12年度全線開通の予定が、いまだに山武成東線止まりとなっております。全線開通の見通しがない以上、今後も渋滞が続く予測ができます。

そこで、お尋ねします。

国道409号のバイパス計画の策定は、どのようになっていますか。また、国土交通省の提唱するトランジットモールを導入したらいかがと思いますが、お考えをお聞かせ願います。

次に、八街成田空港間の交通利便性の向上について伺います。

成田空港は平成26年、2014年に年間30万回の離発着枠を拡大することになりましたという報道が、平成22年10月13日に合意したという報道がございました。

最近の統計によれば、年間の貨物取扱業213万トン、年間利用者数2千612万人となっております。また、輸出入の金額はそれぞれ約10兆円であります。

そこで、八街市として、この発着枠拡大に伴う物流、人の交流をどのように捉えていくのか、気になるところであります。

まず、人、物の交流を図り、八街市の活性化に結び付けたらと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

交通利便性向上のために、八街成田空港間の直通バスの開設などを積極的に取り組んでいく必要があると思われませんが、いかがお考えか、お聞かせを願います。

最後に、北総中央用水事業について伺います。

北総中央用水事業は、総事業費504億円、八街市の拠出額も35億円以上を予定しております。関係7市の受益面積は、3千267ヘクタールとなっております。

平成23年度9月現在、幹線水路の整備は、ほぼ終わり、末端用水路、加圧機場にその工事主体が移りつつあります。いよいよ受益の段階ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足、長引く不況などから、加入に躊躇する農家が少なくありません。

そこで、お尋ねをいたします。

賦課金の軽減はできないのか。また、加入・脱退条件の緩和は可能かどうか、お聞きします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問9、やちまた21、林政男議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 財政について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

八街市の74歳以下の国保加入者の年齢構成を平成23年3月末日現在と5年前の平成18年3月末日現在を比較すると、20歳から59歳までの年齢階層は1万2千882人で、2千781人、率にして17.8パーセント減少しており、これに対し、60歳から74歳までの年齢階層は1万583人で、2千3人、率にして23.3パーセント増加しております。一般に、現役世代の方は所得は多いが医療を受ける確率は低く、反対に高齢の方は所得は低いが医療を受ける確率が高くなる傾向にあります。

このことを念頭に本市の国保財政を見ますと、平成17年度は37億9千986万9千円だった療養給付費が5年間で8億9千763万8千円増加し、平成22年度は46億9千750万7千円となっており、わずか5年間で23.6パーセントも増加しております。しかしながら、歳入の根幹である保険税調定額は、長引く不況による所得の落ち込みや無職及び低所得者層の増加により減少傾向にあり、国保財政は逼迫した状況にあります。

平成23年度における国保事業も、この傾向を継続しており、8月期までの療養給付費の支出額は20億8千149万9千円で、前年度同期と比較すると1億5千966万6千円、率にして8.3パーセント増加しております。

また、歳入の根幹である国民健康保険税本算定時の調定額を前年度と比較すると、課税対象世帯が700世帯増加したことなどにより、調定額は3千767万3千円増加したものの、1世帯当たりの保険税調定額は18万2千643円で、6千112円減少しております。

平成23年度における国からの負担額等の交付基準が示されていない現状での財政見通しとなりますが、平成23年度においては、前年度以上に厳しい財政運営となるのではないかと考えております。

現在、国は社会保障と税の一体改革を進め、低所得者対策を中心として国保全体の財政基盤の強化を図るための方策を検討しておりますが、その具体的内容が示されるのは平成24年となります。現状では、今後の国保事業の見通しについて予測が難しいところですが、当面は現行の制度で国保事業を運営していくこととなりますので、今以上に厳しい国保運営を強いられるものと考えております。

次に(2)①ですが、本市の自主財源の確保につきましては、自主財源の中でも根幹である市税徴収率の向上が、一番重要であると考えております。

市税の徴収につきましては、八街市市税等徴収対策本部を中心に、搜索、差し押さえ、イ

インターネット公売の実施などにより、悪質滞納者に対する滞納処分対策を強化した一方で、コンビニ収納の導入や夜間窓口の開設、休日開庁などにより、納税環境の拡充を図るとともに、防災行政無線や地上デジタル放送の活用、JR八街駅や大型店舗における街頭啓発活動など、納税意識の向上にも努めてまいりました。このほかにも、千葉県滞納整理推進機構の活用や徴収月間の創設、多重債務者を対象とした弁護士無料相談などにも取り組んでまいったところでもあり、今後とも新たな施策を模索しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、行政サービスに係る費用と負担につきましても、定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化に努めるとともに、市有財産の有効的な活用による財産収入の増収など、今後さらに自主財源確保へ取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の新規財源の創出につきましては、「広告収入の類」が考えられます。本市におきましては、一部の封筒で実施しております。封筒以外といたしましては、ホームページのバナー広告、市作成のカレンダーへの広告、広報やちまた、市議会だより、中央公民館だより等への広告、公用車への広告、ふれあいバス停留所看板への広告等が考えられます。

その他には、各グラウンド、またはスポーツプラザ等の命名権も考えられますので、今後とも自主財源の確保について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 交通網の整備について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

まず、国道409号のバイパス計画についてですが、現在の主要地方道千葉八街横芝線バイパス整備に先立ち、本市では、八街バイパス国道409号のバイパスとして、国・県に対して要望しておりましたが、県では八街十字路を含む周辺道路の交通量調査等を行った結果、国道409号よりも千葉八街横芝線のバイパス整備の方が、渋滞緩和策として有効であるとのことから、現行のバイパス整備に至ったものと認識しております。

また、北総中央用水事業との連携により、バイパス的な機能を持たせた道路整備計画につきましても、財政状況を考慮し、現在のところ実施予定はありません。

国道409号の渋滞対策は、重要な課題であります。現在のバイパス整備が、今年度、二区地先において、一部供用開始したところであり、一刻も早い全区間の供用開始を最優先に考えており、国道409号のバイパス計画につきましては、継続的な課題として捉えております。

なお、トラフィックトランジットモールについてのご質問でございますが、現在のところ実施する考えはございません。中心市街地である八街駅周辺の活性化に向けた具体的計画等において必要性が生じた段階で、一体的な計画として検討したいと考えております。

次に(2) ①ですが、現在、八街と成田を結ぶ路線バスにつきましては、千葉交通株式会社により、八街駅から京成成田駅までの路線が運行されています。市内を運行していた路線バスは、国の規制緩和措置により、採算の合わない路線について相次いで廃止される中で、残った路線については、市民の足として重要な役割を担っております。

現在のバス路線の運行状況を勘案しますと、新たな路線の運行は厳しいものと思われませんが、今後、路線バス事業者と空港までの直通運行の可能性について意見交換をしたいと考えております。

なお、富里市長が提案される過去の軽便鉄道に倣った交通網整備につきましては、富里市側から協力要請があった場合には、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 北総中央用水事業について答弁いたします。

(1) ①ですが、負担金のあり方につきましては、受益者が今後、北総中央用水事業を利用するための重要な要素の1つであると考えております。

県外においては、負担金の約2割から3割程度を補助している市町村が見受けられますが、この場合、用水が、かんがい用のほかに防火用の消火栓として設置されるなど、用水が消防用とかんがい用に両立されていることから、補助を行っているというもので、北総中央用水の地域用水型とは区分けされるものと考えております。

今のところ県内では、このような負担金に対して補助を行っている市町村はございませんが、本市における基幹産業は農業ですので、今後、国・県と協議してまいりたいと考えております。

次に②ですが、国営北総中央土地改良事業の加入・脱退手続につきましては、昭和24年制定の「土地改良法」及び本法に基づき、土地改良区の約款により定められるものですので、このご質問の内容につきましては、あくまでも、北総中央用水土地改良区において決められるものと考えております。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ではありますが、ここで、昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鯨井眞佐子君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○林 政男君

それでは、再質問させていただきます。

議長のお許しを得まして、議員の皆さんに2枚の資料を配付させていただきました。1枚は平成22年度国民健康保険税料税率、もう1枚は、あなたの知らない貧困という、週刊誌からの抜粋であります。一部、空欄になっているのは、個人の方のお名前が入っておりますので、プライバシーもありますので、ここは省略させていただきました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほど、市長答弁からも、私も質問からおわかりのように、八街市の国民健康保険の調定額は約120億円、そのうち30億円が滞納、いわゆる収入未済額であります。予算の現

額は85億円ですが、私の聞くところによると、平成22年度決算において、一般会計の方から4億5千万円、それから、どうしてもお金がショートするというので、一般会計の方の財政調整基金から繰り入れたというふうにお聞きしております。その辺、会計責任者、何億円ぐらい決算に繰り入れたんでしょうか。

○会計管理者（江澤弘次君）

国民健康保険特別会計の資金不足につきましては、税あるいは国庫、県支出金等で賄えないために、通常は歳計現金であります一般会計の歳計現金で支払資金に回したりしますけれども、なお足りない部分につきましては、基金等を繰替運用して、支払いに回すということでございまして、概算の数字で申し上げますと、年間で約150億円程度でございます。以上です。

○林 政男君

120億円の調定額があるんですね。そのうち30億円が未納ということは、通常なら14.6パーセントで増えていくわけですね。すると、八街市のある意味での財産ということにもなるわけですが、実際には、なかなか回収が難しいということです。今、国保税の回収率はどのくらいでしょうか、過去の滞納額に対しての徴収。数字的には70何パーセントですが、滞納額に対しての徴収率はどのくらいありますか。30億円がずっとたまっていくわけですね。それに対しての回収率をお願いします。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。22年度決算上の数字でございますが、滞納繰越分の調定額が30億699万円でございます。そのうちの収入済額が3億9千868万4千円といたしまして、収納率、これにつきましては13.26パーセントが22年度の実績でございます。

○林 政男君

なかなか、この回収というのは大変厳しいものがあるし、難しいというふうに判断しています。そして、平成23年度に先ほどのお話のように、新たな滞納が発生しているわけですから、なかなか大変だと思います。

そこで、先ほどの市長の答弁によりますと、徴収本部等で立ち上げて、この徴収強化によって財政を立て直していくというようなお話がありました。そこで、徴収本部の本部長である副市長は、その辺いかがお考えですか。

○副市長（高橋一夫君）

お答えさせていただきます。基本的な大所のことにつきましては、市長が答弁させていただいたとおりでございますけれども、国保財政を展望したときに、当面の課題、それから中長期的な課題、2つに分けて考えてみたいと思います。

まず、当面の課題でございますけれども、何といたしましても市税等徴収対策本部、ここで新年度当初に、その大筋を決定しておりますので、この本部決定事項に基づいて組織を横断的に捉えて、徴収率の向上に向けて努力をしているところでございます。これには、県税職員の応援派遣などもいただいておりますけれども、強化月間、あるいは出納閉鎖期間前の特

別徴収、これにも力を入れているところがございます。

それから、2点目といたしましては、全国最下位、ワースト1位という汚名を何とか払拭していかなければならんというふうを考えておりました、この全国最下位イコール高い保険税額といった、誤った認識が市民の方にも浸透しているような気がいたすわけでございます。したがって、そういった市民意識を払拭するということが大事なことだと思いますし、そういった意識が納税の滞納整理の交渉のときに、非常に妨げになっている。これを何とか払拭していかなければいけないというふう考えております。

それから、3点目でございますけれども、滞納債権、この放棄を明確化していかなきゃならんというふう考えております。悪質と区別して、この辺の効率化を図っていくということが、徴収率の向上につながるのではないかなというふうに思っております。

それから、4点目は、悪質滞納者、いわゆる支払能力があるのに支払わないと、こういった方については、やはり搜索等の強制手段を用いざるを得ないというふうに考えております。

それから、5点目でございますけれども、新規滞納者を出さない努力をする。これが大変大切なことではないかと思っております。過年度滞納の収納率を向上させていくのには、大変難しい問題がございますので、これらの過年度分の収納率を圧縮するためにも、現年課税分を早い督促によって実施していくということが大事だと思います。定型的な督促、催告、これもあわせて併用していきたいというふうに考えております。

それから、6点目でございますけれども、未集金の対策、対応マニュアルと申しますか、こういったものも早目に作って、同じ共通の物差しの中で進めていくということも必要だと思います。

それから、市長答弁にもございましたけれども、健康増進施策を組織横断的に各課で抱えております健康増進の対策、施策というものも、これまで以上に進めていくことによって支出を抑制できるのではないかなというふうに考えております。

それから、中長期的な課題といたしましては、歳出の抑制。実入りが少ないということで、それもやはり抑えていくという対策も講じなければいけません。これは、新宅議員から前回質問がございましたけれども、ジェネリック薬品の普及への取り組み、この対策を医師会とか、薬剤師会とか、市民の皆様方のご協力を得ながら、この辺の対策、施策も進めていかなければならん。そういったジェネリックの普及については、他県でも大変効果が上がっているという県がございますので、そういった先進県のやり方についても勉強していきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますけれども、後期高齢者保険と同じように保険者母体を県単位以上にするということによって、リスクを少しでも少なくしていく努力、これは県や国に対しての要望を引き続き行っていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、3点目でございますけれども、徴税吏員の確保、これは行財政改革の問題もございまして、その辺の徴収対策を強化するためには、やはり面談する職員が多ければ多いほど徴収率が上がるわけでございますので、その辺のことも将来、中長期的には課題と

+

して考えていかなければいかなのなかというふうを考えておりますし、また、期間を限って税部門への職員の編入発令、こういったことも考えていくことが必要なのかなど。行財政改革とか、組織の見直しとか、そういうことが伴ってまいりますけれども、その辺のことも将来的には考えていく必要があるのではないかなど。

それから、最後でございますけれども、債権管理条例を制定する県がございます。これは非常に市債権を含めての問題になってこようかと思っておりますけれども、いろいろな施策を講じてもなかなかうまくいかないということであれば、やはり税の市債権を含めた給食費、それから住宅費、そういったものの徴収も含めて、こういった条例を作って組織を再編成していくということも将来的には必要ではないかなというふうを考えておるところでございます。

ここ数年、国保財政の推移から見ましても、今年よりは来年、来年よりは再来年というふうに、より厳しい状況が予想されるところでございます。国保ができてから50年経過しておりますけれども、そのときの、それを支えている母体が50年前と今では全く違ってきているということで、制御披露を起こしているような状況でございますけれども、そんなことを言われては、八街市としてできることは、やはりいいと思われる施策については、これからも市の職員と一体となって進めていきたいと思っております。

国保の方は若干ではございますけれども、22年度は0.4ポイントぐらい上がっております。全体から見ますと最下位ということになりますけれども、よその近隣の市では大分ポイントを落としているところもございます。しかし、そういうことに甘んじることなく、しっかりと将来を見据えて対策を講じていきたいということでございますので、どうぞ、今申し上げましたことにつきましても、市民の皆様にご理解をいただけますように、議員の方々にもよろしくご協力をお願いしたいというふうに思っております。

○林 政男君

るるありがとうございます。今、国保税の話をしてはいますけれども、一般会計の市税においても、約70億円ありますけれども、実際は10億円ぐらいの税収不足というか、収入が見込めないというふうに認識してはいますけれども、間違いないですか。

詳しくなくても、大まかな数字でいいと思うんですけれども、実際72億円といっても平成21年度、22年度を比較した場合に、2億何千万円も税収が不足するわけですね。かつ、70億の中で、また、税収を確保できない部分があると思うんですけれども、その辺の数字はどのように把握されていますか、市税の収入見込みですね。

○総務部長（浅羽芳明君）

質問に対して的確な答弁ということではないのかもしれませんが、市税収納状況ということで、平成22年度の決算を見ますと、市税全体で調定額の合計が92億何がし。それに対しまして、収入額が70億円ということで、20億円強の収入未済といえますか、そういう額があるということでございます。

○林 政男君

国保の方の未済額もありますけれども、やはり一般税の方も未済がある。そうすると八街

市の財政は、ますます苦しいということには変わらないわけです。先ほど副市長の方から答弁がありました。さまざまな対策、あるいは吏員の確保等、市の債権条例がいろいろありました。先ほど、この答弁の中で中長期的にはどのようなお話がありましたけれども、そういう事態ではないんじゃないですか。もう非常事態宣言じゃないですか。このままいったら、せっかくこの八街市の税率を見ると、千葉県54市中23位、28位、31位、13位と大体平均的なところに八街市がいるわけですけども、今言ったような債権と申しますか、未納を抱えている限り、なかなかこれを維持していくのは大変厳しくなって、また、値上げするような形になるかと思うんですよね。これは、もう非常事態を宣言して、何とかしてワースト1位と申しますか、この汚名返上をするには、やはり市長が先頭になって、この問題にこうしますというような指令を出さないと、職員だけにみんなお願いしただけでは、なかなかこれはうまくいかないと思います。特に、私が思うのは、先ほど副市長からお話がありましたように、この際、思い切って、担当職員を配置替えして倍増するぐらいが一番、その回収には効果的であるということであれば、思い切って配置替えをしても、倍の吏員を確保して、税收確保に努めなければ、先ほど市長答弁の中に市税徴収率が一番税收を上げるというようなお話がありました。その辺、市長どうなんですか。非常事態を宣言して、何と申しても、この汚名を返上するような、そういうお気持ちというか、発令というか、市長の訓示というのはいただけないものでしょうか。

○市長（北村新司君）

国保財政の厳しさは大変感じるところでございます。先ほど副市長より、るる答弁がございましたけれども、これからも適正な収納業務、そして歳出においても毎年伸びております医療費の抑制ということは、今度始めます人間ドックの助成事業、あるいは先ほど副市長から申しあげましたジェネリック医薬品の使用、促進に向けた対応を国保や医師会及び連携をとりながら充実させていくことが大変大事であろうと思っております。

また、一般財源の創出も重要になってくるわけでございますけれども、今行われております行財政改革、事務事業見直しを含めて、さらに行財政改革を一步前進したいと、そう思っております。そして、その考え方といたしまして、二宮尊徳の報徳の思想でございますけれども、至誠・勤労・分度・推譲、この精神であろうかと思っております。分度・推譲につきましては、分度は収入に合った支出をする。推譲については、子や孫にも残しなさいという考え方を持って、これからも行財政改革を図りながら、市の財政について考えてまいりたいと思っております。

○林 政男君

市長は、昨日、一昨日の答弁の中で、平成24年度の予算編成方針を老人が安心して暮らせる街づくりというのを掲げておられて、これはすばらしい理念だと思いますけれども、でも、これをしっかりやっていくには、やはり相当の扶助費、お金が必要なわけですね。やはり、今のお話だと出る方は一生懸命に抑えていくんですけども、やはり入の方をもっと頑張らないと、ただ、徴収を強化するだけじゃなくて、やはり新しく財源をどんどん確保し

ていかなければいけない。インターネットの問題もありましたけれども、幸いピーちゃん・ナッチャンが無償譲渡されるということで、この商標登録とか、販売権利を持つわけですから、そういうのも大いに活用していただきたいと思います。

いずれにしても、国保については非常事態宣言を八街市が宣言したというように、後戻りできないように、やはり自分たちも追い込んでやっていく必要があると思います。それであれば、このワースト1位の返上はできないと思います。

次に、国道409号のバイパス、あるいはトラフィックトランジットモールとありましたけれども、八街駅の北口、南口を見ていると、やはり大変さびしい感じがいたします。

それから、質問でも出ておりましたけれども、八街駅、榎戸駅とも人口減に伴っているかはわかりませんが、乗降客の減が続いております。この中には、八街の高い国保税があるから引越したというお話も耳にしたことがございます。

そこで、この409号の渋滞をいつまで、これは続くのかということで、八街バイパスができるまでということになると、では、八街バイパスはいつまでにできるのかというなお話になりますけれども、市長としては、どのような見通しをお持ちですか。いつまでに開通するというふうな感触を得ているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

バイパスにつきましては、大変八街市としても大きな懸案事項でございます。県市長会、あるいは近隣にあります合同庁舎の県職員との会合の席でも、随時バイパスの早期完成について八街市長として訴えております。

また、先般、石渡県副知事ともお会いした際にも、ぜひ、八街市のバイパスについても県としてのご尽力を賜りたいということをご再三粘り強く申し上げているところでございます。

○林 政男君

大変ご努力をされているようですが、石渡副知事の回答はどういう回答なのでしょうか。

○市長（北村新司君）

県としても、最大限の努力をするという答弁でございました。

○林 政男君

そうすると、明確な年度というか、向こう10年以内とか、5年以内ということはないみたいです。あわせて、今、八街市の活性化には、やはり人・物の交流が盛んでないといけないと思うわけですね。特に中心街の活性化を図るためには、やはり409号の渋滞を一刻も早く解消。あるいは人が回遊するような、いろいろな施策を考える。今年から駅周辺の協議会を作るということで、それは1つの方法かと思います。ちなみに、先ほど申し上げたように成田空港が平成26年から30万回の離発着の枠ということになるわけです。そうすると先ほど申し上げたように、数千万人の人が空港を利用して、5万人以上の方が成田空港内で働いて、それで八街市からも空港にお勤めの方もいらっしゃる。あるいは、倉庫事業を展開されている方もいらっしゃる。そういう中で、八街市としては、この30万回に対して、ど

のような感想をお持ちですか。市長にお尋ねします。

○市長（北村新司君）

ただいまの件でございますけれども、これは八街市にとりましても大変重要なことございまして、八街市は成田国際空港騒音対策委員会富里地区部会の委員でございます。定期的に成田国際空港株式会社の幹部の方と会議や視察を行っているところでございます。この中で、いろんな面でのお話の中で、本年も7月に総会がございました。その席でも30万回に向けた取り組みの説明があったところでございますけれども、これから県でも成田空港は大変、県経済の発展の核になると、戦略拠点であるということの強化が予測されます。そして、八街市といたしましても、この会議を通じまして、成田空港株式会社への要望を踏まえまして、あらゆる機会を通じまして、利便性の確保に要望してまいりたいと、そう努力してまいりたいと思っております。

○林 政男君

ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。できれば、空港の方からじゃなくて、八街市から積極的に、いろんな意味で働きかけて実現していただきたいと思っております。

最後に、北総中央用水の負担金軽減についてお伺いします。

北村市長は、北総中央用水推進事業協議会の会長でもいらっしゃいます。先頃、赤城山麓の視察にもお出かけになって、いろいろ視察してきたわけでございますけれども、その中のほとんどの市町村が、大体35パーセントの補助金を出して、受益者の負担軽減を図っていると。その中で、先ほど答弁がありましたように、防火用水型の機能を持ったということで一般市民・町民・村民から理解を得ているということです。八街市で約500町歩のかんがい用水区域があるわけですが、これについて、やはり防火用水型、地域防災型という認識を持てば、多少なりの補助金は拠出できるかなというふうに認識するわけですが、いかがお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

北総中央用水と絡めまして、八街市の農業経営も畑として3千500町歩が、今2千200町歩という、平成22年度ですけれども、そういう状況でございます。そうした中、今の負担金について何らかの補助を行えないかというようなご質問でございますけれども、今のところ県内の市町村はございませんけれども、これを参考にするわけではございませんけれども、八街市はあくまで基幹産業は農業だという位置付けでございますので、八街市長として国や県にしっかりこのことを申し上げてまいりたいと、そう思っております。協議してまいりたいと思っております。

○林 政男君

ぜひ、お願いしたいと思います。やはり、このことが、今、市長のおっしゃられた基幹産業は農業、農業の予算は2.4パーセント、総額はたしか農業費は1.4パーセントしかありません。ぜひ、拡充をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、やちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美です。

私は、市民の足としての公共交通の充実の問題、そして地震対策について、そして3点目が信号機の設置について伺いをしたいと思います。

1つ目は、市民の足としての公共交通の充実を求めるものでございます。

1点目は、ふれあいバスについてであります。ふれあいバスの運行協議会は、平成22年7月から5回の検討・協議を重ねて、「ふれあいバス運行事業の所期の目的である市民の日常生活における利便性の向上と公共福祉の増進を図るため」改善策を検討すると提言書をまとめ、市長に提出をいたしました。ところが、9月1日のダイヤ改正と同時に「病院に止まらない、駅に行けない、子どもたちが塾に行けなくなった、200円で行けたところが400円もかかってしまう」など、あちこちから不満の声が上がっております。

また、「足の悪い人は乗り換えも大変困難である」とか、「今までバスが来ていたが来なくなり、一時間以上も歩いて病院に行かざるを得なくなった」など、悲鳴が聞こえてきております。

市長も6月議会で、「ダイヤ改正が利用増加につながることを期待している」と答弁されていますが、こういった市民の声をどのように受け止めているのか、まず最初にお聞きをしたいと思います。

協議会では、「市民の皆さんが利用しやすいものとするために、どうあるべきなのかなどを常に念頭に置きながら」と利便性を高めるための協議会がなされたと思います。これをどう考えておりますか。また、現状でのふれあいバスでは、子どもたちの登下校も、また、交通弱者と言われる人たちをカバーできる体制ではないと思いますが、今回のふれあいバスのダイヤ改正はどこに力点を置いて改正されたのか答弁を求めるものでございます。

次に、玄関から目的地まで利用できる乗り合いタクシーの導入を求めるものでございます。

「足が悪くて、高齢化で、バス停が見えるけれども、とても歩いて行けません」「病院に行くのに、いつも息子や嫁に頼めません」「買い物にしても、荷物を持ってバス停から歩いて帰れません」こういう声が多数寄せられました。今後、高齢化と同時に免許証の自主返納など、一層、交通弱者が増えることは間違いのない事実であります。こういう交通過疎化の中で、気軽に病院や買い物に行けるよう、地域の暮らしを支える乗り合いタクシーの実現を強く求めたいと思います。

全国的にも乗り合いタクシー広がりを見せております。近隣の山武市や佐倉市も運行が始まっており、八街市も地域を決め、試験運転の実施をすべきだと思いますが、答弁を求めるものでございます。

次に、地震対策について伺います。

教育施設の早急な耐震化を求めるものでございます。文部科学省は5月24日に公立小中

学校の耐震化について、今後5年間のできるだけ早い時期に完了させるため、新しい施設整備基本方針を出しました。この中で、東日本大震災で、「児童・生徒の命を守っただけでなく、地域住民の緊急避難場所としても機能しており、その安全性を確保することが極めて重要であると再認識された」としております。

また、児童・生徒の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するために、老朽化対策の推進も重要な課題であるとも述べております。地震はいつ来るかわかりません。児童の命を守るためにも、事業を前倒ししてでも、川上小学校、交進小学校、東小学校の耐震化を進めるべきと思いますが、答弁を求めるものでございます。

次に、災害時の対応について伺います。

防災協定締結についてであります。地震などの大災害に備えて、地域ネットワークづくりが大変重要になってきております。地域と結びついた専門家集団が、その特色と経験を活かして自治体と協力してくれれば、大きな救援・救助活動が展開できると思いますが、どのように考えているのか伺うものであります。

次に、備蓄の問題であります。

東日本大震災での教訓を活かして、赤ん坊・女性・高齢者まで視野に入れた防災備蓄について、いろいろと検討をしないといけないと、6月議会でも提案をしたわけでございますけれども、どう改善されたのかお伺いをいたします。

最後に、信号機の設置についてであります。

計画的な解消を求めるものでございますけれども、全体計画の解消はいつになるのか。現在27カ所の信号機設置要望と10カ所の信号機変更要望が出されております。いずれも危険箇所として要望でありますけれども、全体計画の解消を伺うものであります。

次に、朝陽小学校、西林吉野宅前、二区ダスキン、山田台地先平成ガスの早急な信号機の対応を求めるものでございます。明解なる答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問10、日本共産党、右山正美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 市民の足としての公共交通の充実について答弁いたします。

(1) ①ですが、ふれあいバスにつきましては、前回の改正から4年が経過し、利用者の意見などを踏まえ、さらなる利便性の向上に向け、9月1日にダイヤ等の改正を実施したところであります。改正にあたりましては、昨年度「八街市ふれあいバス運行協議会」を設置し、5回にわたる会議を開催し、ふれあいバスの運行体系に関して、検討・協議をいただきました。

委員構成としては、各種団体からの選出委員、ふれあいバス事業実施者、有識者、市民からの公募委員5名、また、市議会議員からも選出いただき、計25名の委員構成でありました。この協議会において、ふれあいバスの運行に関する提言書が取りまとめられ、私あてに提出をいただきましたので、その内容を基本にダイヤ等の改正作業を行ったものであります。

今回の改正にあたっての主となるコンセプトは、乗り継ぎをすることで、利便性の向上を

図るということでございます。

改正の概要といたしましては、ふれあいバスの運行形態、特に従前の東コースと北コースを大幅に見直し、新たに街コースと北コースとして再編しました。街コースにつきましては、市街地を循環するコースであり、他のコースからも、ふれあいバスターミナル等で乗り換えることで、病院や大型店等の利用の利便性を図ったものでございます。

また、午前中に帰途につけないといった要望に対しても、乗り継ぎにより、その解消について配慮したものとなっております。

また、実住小学校の下校時刻には、中コース車両に児童が大勢乗車することから、一般のお客様が乗車できないといった内容が寄せられておりましたので、混雑を解消するために西コースのルートの一部、勢田経由から東吉田経由にルート変更をいたしました。この変更については、原則、路線バスとふれあいバスとの重複運行は行わないということを含め、公共交通の平準化、路線バスの存続にも配慮したものとなっております。

その他では、希望ヶ丘区域へのバス停の増設、一部供用開始したバイパスへの乗り入れ、また、比較的規模の大きな団地内での自由乗車区間の設定などがございます。

これまでのダイヤ等の改正にあたっては、地域などの要望を受け、拡大傾向にありましたが、今回の改正では、利用の少ない箇所や危険な箇所につきましては、ルートから外すことも行っております。そのような中で、今回の改正に伴い、利用者の一部からは「乗り継ぎは嫌だ」ですとか、「自分の都合のいい時間帯にバスがなくなってしまった」などといった声が改正当初は寄せられておりました。ご連絡をいただいた方には、その都度、お客様に合った運行時間の紹介や乗り継ぎ方法の説明、路線バスへの案内などを説明し、協力をお願いしております。

このようなご意見につきましては、今後のダイヤ等の改正にあたっての参考とさせていただきたいと考えております。ふれあいバスは、現在、5台のバスにより市内5コースを運行しておりますが、現行の財政負担等を考慮いたしますと、新たなコースの増設は難しいものと考えております。

なお、他団体と比較しても充実したコース設定となっているものと考えており、将来にわたるふれあいバスの安定的な運行により、市民の足を確保することが重要であると考えております。

次に(2)①ですが、ご質問の乗り合いタクシーとは、デマンド交通システムに関することと思われませんが、デマンド交通の機動性につきましては、認識しているところでありますが、実証検証の報告などを見ますと、人口密度の低い、いわゆる過疎的な地域の住民の足として導入している自治体が多いようです。

また、デマンド交通を導入した自治体の中で、既にコミュニティバスを運行していた自治体では、デマンド交通への切り替えにより、コミュニティバスを廃止したところもあるようです。

本市においても、コスト面を考え合わせますと、コミュニティバスとの併用運行は難しい

ことから、現在のところデマンド交通の導入予定はございません。しかしながら、社会形態の変化に伴い、ふれあいバスのあり方を含めまして、有効な移動手段の確保に向け、デマンド交通等の有効性についても、検証していく必要はあるものと考えております。

このようなことから、今年度は市民の皆様や各種団体等から公共交通について、広く生の意見を聞くことを目的に「八街市内公共交通活性化に関する懇談会」を開催しております。この会は、各種団体が推薦する者、公共交通事業実施者、公募の市民などで構成され、第1回目の会議を8月1日に開催したところでございます。

引き続き会議を実施する中で、デマンド交通に関する内容も含め、公共交通全般にわたる意見を伺うことで、今後の市内公共交通のあり方、具体的な手法等に関する計画づくりへの参考にしてまいりたいと考えております。

デマンド交通の試験運転、いわゆる実証運行にあたっては、公共交通全体を見据えたネットワーク計画の策定が必須と考えられ、国、県、公共交通関係団体、各種団体や市民の皆様における十分な協議が必要となります。

なお、実証運行実施の際には、その区域で重複するふれあいバスの運行形態についても検討する必要があります。

このようなことから、市としましては、実証運行を含めて公共交通のあり方については、慎重に対応する必要があるものと考えております。

次に、質問事項2. 地震対策について答弁いたします。

(2) ①ですが、千葉県内の市町村におきましては、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生した場合、被災市町村のみでは、十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、相互応援に関する基本協定を締結しているところでございます。

災害時における市民の安全確保、早期の復旧対応を図るため、各関係団体等とも協定を締結しており、地震や風水害等の大規模災害が発生したときの被災者への応急援助対策等の協力として、「イオンリテール株式会社イオン八街店」と食品、家庭用品、衣料品等を供給していただく内容で、本年8月1日に改めて協定を締結をしております。

また、「八街市建設業災害対策協力会」とは、地震、洪水、暴風雨などの自然災害が発生した場合に早期な対応が求められることから、復旧活動等の協定を締結しております。

このほかにも、災害時にはさまざまな事案が考えられることから、ご紹介いたしますと「社団法人印旛市郡医師会」「社団法人印旛郡市歯科医師会」「八街市薬剤師会」「株式会社東京電力成田支社」「八街市ガス事業協同組合」「社団法人全国霊柩自動車協会」「八街郵便局・市内特定郵便局」とも協定を締結しております。

次に(2) ②ですが、個人質問3、石井孝昭議員、個人質問5、小菅耕二議員に答弁したとおり、本市の災害時に円滑に応急対策を実施する上で必要となります「防災用資機材等」を備えた防災備蓄倉庫につきましては、平成8年度より整備を行い、現在14カ所の整備が進んでおります。

今年度におきましては、東日本大震災のように大規模災害において、特に必要と思われる防災用資機材等や今回の使用分を補充するなどの整備を実施いたします。

なお、来年度以降につきましては、防災備蓄倉庫の配置状況を考慮しながら計画的に整備してまいりたいと考えております。

また、現在の備蓄量につきましては、主食といたしまして8千550食、副食として8千550食、毛布2千100枚など、災害時用として物資が備蓄されておりますが、十分な備蓄量とは言えないことから、今回の大震災を総体的に考慮し、備蓄品や災害用資機材も含め、必要と思われるものを検討し、整備してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 信号機の設置について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連がありますので、一括して答弁いたします。

信号機の設置計画につきましては、危険な箇所や事故の発生状況などから、地区要望を踏まえ、佐倉警察署を通じて、千葉県公安委員会に設置要望を行っているところでございます。

なお、今年3月24日付で要望している状況としましては、新設28カ所、押しボタン式等からの変更は10カ所となっております。

この要望に基づき、県警本部は現地調査を実施し、これらの場所が現状で信号機を設置した場合、安全対策として、歩行者が車両に巻き込まれないような待機場所が確保できているか等の確認により、交差点改良の必要性について意見が出されます。その警察意見に基づき交差点を改良するためには、地権者のご理解と膨大な経費が必要であり、一度に整備することは困難ですので、交差点を改良するまでの間、市でできる安全対策として、注意看板やカーブミラーの設置等を実施しているところでございます。

今後も、これらの対策とあわせ、交通安全対策のため、信号機が設置いただけるよう、引き続き佐倉警察署に設置要望をしてまいりたいと考えております。

なお、最近設置された場所としましては、一区ピアッツァテニスコート脇、及び夕日丘区鴨志田商店脇の交差点でございます。

○教育長（川島澄男君）

質問事項2. 地震対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、学校施設の耐震改修につきましては、耐震診断の結果を受け、緊急性の高かった八街中学校校舎及び屋内運動場、並びに実住小学校屋内運動場について計画を前倒しする形で、平成21年度、22年度に実施いたしました。

ご指摘の3校の耐震改修等につきましても、耐震補強等の必要な学校として認識しておりますが、まず、危険度の高い朝陽小学校を優先事業として実施してまいる計画であります。

なお、朝陽小学校につきましては、平成23年度に屋内運動場の耐力度調査、翌平成24年度に実施設計、平成25年度から26年度にかけて工事を実施する計画であり、危険校舎の改築にあわせ、プレハブ校舎の解消、屋内運動場の改築も実施していく計画であります。

川上小学校、交進小学校、八街東小学校の3校につきましては、今後、財政状況を踏まえながら教育委員会としては、国庫補助率のかさ上げ期間も考慮し、早期に耐震補強等を実施

してまいりたいと考えております。

○右山正美君

それでは、ふれあいバスについて、再度質問したいと思いますが、ダイヤ改正が行われて、1カ月もたつか、たたないうちに、これだけの不便を訴える、こういう市民の声を私は本当にどう受け止めているのか。私は、この運行協議会の中では利便性を高めるために、やはり今のふれあいバスは5コースにわたって改正したと思うんですよ。それが、途端に不便が悪くなったと。病院に朝行けたのに病院にも通過をする、駅にも行かない、今まで200円で行けたところが、乗継券も今のところ出していないわけでしょう、現実的には。やはり投書も来ているんですよ、私のところに。これは、夕方、塾に行けた子どもたち、児童が、これまたバスがなくなったために、塾にも今度は行けなくなったという、こういった投書も来ております。ですから、何とかこの利便性を高めるための、この協議会だったものが、逆に不便になってしまったというふうになってしまったのでは、これはどうしようもないわけですよ。ですから、私はこれはやはり改善していかなければ、改善できるところで改善していかなければいけないと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

9月1日にふれあいバスのダイヤ等の改正を行った結果ということでございますけれども、この改正が行われたからということもありまして、いろんな意見が多く出ているのかなというふうに思います。その多くが、今ご指摘のとおり、いろいろと不便になったというようなご意見であろうと思っておりますが、残念ながら、なかなかよくなったというような意見というのは、なかなか聞こえづらいのかなというふうにも思っているところでございますけれども、ただ、こういったふれあいバスのように地方自治体が主体となって行っていますコミュニティバスにつきましては、いろいろな方、あるいはいろんな地域の要望にできるだけ応える必要があるということから考えますと、例えばバス停を細かく設定をするということになれば、当然時間が長くなるということで、ある方にとっては便利になりますけれども、一方では不満が生じると。こういう事態は、ある程度はやむを得ないのかなというふうには考えております。

それで、また、今ご意見等がありましたように、また、実際に私どもも意見を承っておりますけれども、乗り継ぎの問題、これについても同様でございますが、私どもとしては、いろんな今までの意見等を踏まえて、ふれあいバス協議会の中でもいろいろ協議をしていただいたわけですが、病院や大型店等の利用の利便性を図るということで、循環コースを作ったということで、乗り継ぎが必要となったということで、一方では、これは当然便利になった方、これはいらっしゃると、私どもは思っております。他方では、そういったことに乗り継ぎに不便を感じているということで、不満を生じているということ、当然あろうかと思っております。利用者すべての要望を受け入れて、不満を解消するということは、不可能に近いのかなというふうに思っておりますが、私どもとしては、できるだけ利便性を図るということで、ダイヤ改正等を行ったということで、ご理解をいただければというふうに思います。

○右山正美君

やはり理解できないね。やはりこれだけ噴出していると、また、投書なんかも来ているとおろ、やはりふれあいバスが実際問題、不便になったという人が多いんですよ。それは、便利になったという人もいると思います。当局の方に何人か来ていますか、便利になったって。そういうことは言ってきていないでしょう。やはり不便になったというのが現実問題であるから噴出して、こうやって、このように来ているんですよ。ですから、私は改善ができるところ、手直しができるのであれば手直しをして、そのようにやってもらいたいと。提言書の中にも、市当局においても関係機関と十分協議・調整の作業を進めて、適正な改正をしてくださいよという具合に提言書をまとめて出したじゃないですか、市長に。ですから、もっと、そういった住民の声が、批判が悲鳴が上がっているわけですから、何としても改善ができるのであれば、そういう具合に改善をしてください。ぜひ、よろしく願いいたします。

1点、私が言いたいのは、この5コース、5台で走っていますけれども、八街市を全体を網羅することが今の5コースで可能ですか、可能じゃないですか。私は質問の中に入れていましたけれども、その辺に答弁がなされていませんでしたけれども。それだけ答えて。

○総務部長（浅羽芳明君）

市長答弁では、他団体と比較しても充実したコース設定となっているということで、私どもは、そのように認識しております。

○右山正美君

今の5台、5コースで、全体を市民の交通網に対して網羅できているのか、できていないのか。その辺についてはどうですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

コミュニティバスという観点からすれば、網羅できているというふうに考えております。

○右山正美君

できていれば、そういった質問はしないんですよ。できていないから、そういう質問をするわけで、公明党の議員さんからもデマンドタクシーとか、新しい公共交通を考えなきゃいけないという、そういったことも出ておりましたし、私どもも乗り合いタクシーを何としても、これは実現していかなきゃならない。というのは、檀上でも申し上げました。交通弱者、免許証返上、あるいは足が悪くてバス停まで行けないという方とか、高齢化によって、だんだん交通弱者の方々がやはり増えているんですよ、現実問題。そういったことについては、やはり乗り合いタクシーとか、デマンドとか、デマンドも同じ意味ですけども、循環型のそういった乗り合いを指しているわけですけども、そういったものが、やはりどうしても必要だと。今のふれあいバス5コースでは、全体を網羅することは、もちろんできませんし、私の方の南部の地域というのは、畑とか、そういったところが大変多くて、そういうバス停が100メートル先のバス停が見えるけれども、足が悪くてなかなか歩いて行けない。こういう人たちも結構いらっしゃるんですよ。ですから何としても、そういった乗り合いタクシ

一とか、そういったものを実現していかなきゃならないということなんです。その辺について、この乗り合いタクシーについては、私も日本共産党は市長に署名を提出いたしました。1千100名ぐらいの署名ですけれども、何としても、乗り合いタクシーを実現してほしいということで、市長にもお願いをしております。公共交通を考える懇談会もあるというわけですけれども、公共交通の懇談会の中では、こういった意味合いの話し合いがされているわけですか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この公共交通活性化に関する懇談会、8月1日に1回目の会議を開催をしたところでございます。この中で出された意見、これは先日もお話をしましたが、デマンド交通に限って議論をするような場ということではありません。公共交通全体に関してのお話をいただくと、提言をいただく、意見交換をしていただくという会議でございまして、例を申し上げますとJRの定時間運行が必要だろうというようなこと。あるいは、快速電車との連絡、これをきちんとしていただきたいというようなこと。それから、通学の足としての路線バスのニーズ、これが重要だろうというようなこと。それから、現行のふれあいバスのターミナルの位置、あれが適正かどうか、適当かどうかというようなお話。それから、再三ご指摘がありますように、デマンド交通の検討、これも必要だろうというようなご意見もいただいたところでございます。

○右山正美君

議会の中でも、今議会は初議会ですけれども、それ以前から、こういった公共交通の問題、ふれあいバス、あるいは乗り合いタクシーの問題、さまざまな議論がされておりますし、また、運行協議会の中でも、そういった問題も話し合いも行われました。ぜひ、やはり市民の足として、やはり今後もっとも確保できる。これは地域の活性化の問題も含めてなっていくわけですから、みんな高齢者の方、交通弱者の方々が病院とか、買い物とか、そういったところに行けば、もっと地域の活性化にもつながっていくということは、これはもう目に見えてわかっているわけですから、ぜひとも、こういったことで、懇談会も含めていろんな話し合いを充実させていって、できるだけ早いうちに、そういった検討を進めていっていただきたいと、このように申し上げておきますし、さらに、そういった乗り合いタクシーをやってほしいという方々の意見もどんどん出てきておりますし、また、署名等が集まれば、市長にお願いをしていきたいと思っておりますけれども、やはりこれは広がっておりますから、何としても乗り合いタクシーの実現、ぜひ検討していって、早いうちの検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に伺いますが、教育施設の耐震化の問題、財政状況を考えてということでございました。私は、財政課の方にお伺いしたいと思っておりますが、市債の残高、そして年度によって、21年度、22年度とか、そういった感じで、市債残高はどういうような移行になっているのか、若干その辺についてお話をしていただきたいと思っております。

○財政課長（吉田一郎君）

一般会計の市債残高につきましては、平成22年度では、対前年度比4億3千700万円ほどの減でございます。また、平成23年度では、現状で7億5千100万円ほどの減の見込みでございます。

○右山正美君

今、話があったとおり、教育長、市債残高も減ってきているんですよ。前年対比22年度見込み額と比べますと、7億5千100万円、これが減ってきているんですね。繰上償還とか、そういうのを年度途中にやっている関係も、もちろんありますけれども、そういう意味からすれば、財政的には、私は本当に十分持ちこたえられる、やれるという状況にあると思いますよ。財政健全化審査意見書、健全化判断比例報告書、こういったものも見ますと、これは財政的に、私は教育長がおっしゃっているような心配はないようにも思うんですけども、その辺についてはどのように考えられますか。

○教育次長（長谷川淳一君）

教育委員会といたしましては、先ほど教育長から答弁いたしましたように、なるべく早期に実施をしたいという意向ではございますけれども、教育委員会だけでは判断できませんので、財政状況を踏まえたという答弁を差し上げたところでございます。

○右山正美君

市長、やはり地震は昨日も起きましたね。やはり専門家が、これは今後遠くない時期に巨大地震の発生が予想されているということを踏まえますと、子どもたちが、児童が、川上小学校、交進小学校、東小学校ですから、児童がややもすると、そういったことでという危惧もされるわけですよ。ですから、文部科学省もこの5年間で早期に耐震工事をやりなさいよと、こういう具合に出ているわけですから、ぜひ、これは財政的にもだんだん市債残高も減ってきているわけですから、やはり事業を前倒しで、ぜひ、こういったものも進めてもらいたいと思いますけれども、その辺の市長の見解はどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

子どもたちの安心・安全は、誰よりも考えているところでございますけれども、まずは危険度の高い朝陽小学校の改築をしなければならないと思っております。そして、川上小学校、交進小学校、東小学校、3校につきましては、先ほど答弁したとおりでございますけれども、財政状況を踏まえながら実施していきたいと考えております。

○右山正美君

私は、市債残高がどれだけあって、どれだけ減って、22年度見込みは7億5千100万円減っていますよと、そういう財政状況も見ながらやれば、八街市はまだ耐震化だって、国の補助金もあるんですよ。26年度までに朝陽小学校をやって、では、5年後になるんですか、これ。川上小学校と東小学校と交進小学校。こんな、ばかな話ないでしょう。文部科学省も早くやりなさいよというふうに言っているんですから、これはしっかりと踏まえて教育委員会もやらなきゃいけないですよ、こういうのは。それは、朝陽小学校はもちろんありますよ。もっと、私はしっかりと財政状況も十分持ちこたえられる、財政比率の面からしても、

市もこうやって出しているわけですから、安心だっと思っているんじゃないですか。ですから、ぜひ、こういった問題も尊い子どもたちの命ですから、これはやはり大事にする必要がもちろんありますし、本当にいつ来るかわからない、そういった地震を避けるためにも、子どもたちの命を優先させていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時16分）

（再開 午後 2時26分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、まず、市民の命と暮らしを守るための1点、国民健康保険について伺います。

野田内閣は、社会保障と税の一体改革を行うとして、2010年代半ばまでに消費税率を10パーセントに引き上げる一方、国保税値上げにつながる国保広域化や年金の支給開始年齢65歳を68歳から70歳に繰り延べを検討するなど、社会保障を改悪しようとしています。その上、11.2兆円の復興増税を実施しようとしています。

国民の暮らしや営業を今以上に破壊する税と社会保障の一体改革や復興増税を許すわけにはいきません。内部留保を25.7兆円もため込み、大儲けしている大企業への減税や大資産家向けの証券優遇制度をやめるだけでも、年間1.7兆円、10年間で17兆円の財源が生まれ、その一部を充てれば、庶民への復興増税は必要ありません。

また、原発の建設や推進予算、米軍への思いやり予算や日本共産党以外の政党が受け取っている政党助成金の廃止など、国は税金の出入りを見直して、応能負担という原則に立って、税制と社会保障のあり方を根本から再構築すべきです。

特に非正規雇用が約4割にもなる中、国保税の引き下げは待ったなしです。市町村国保への国庫負担率を以前の50パーセントに戻すことを国に要望するようにと日本共産党は議会で一貫して市長に求めてきました。市長は、「もとに戻すよう市長会でも働きかけている」と答弁されてきましたが、引き続きの要望を求めたいと思います。

国保は、1995年の国民健康保険法改正によって、応能割と応益割の比率が7対3から5対5に変更することが推進されてきました。八街市においても、収入に関係なく算出するために、低所得層に負担が大きい応能割の比率が高められて、収納率が下がり続けているのに、平成16年には国保税を平均6.2パーセントも引き上げました。徴収強化をしていますが、平成22年度の国保の収納率は42.97パーセント、年間所得200万円未満の滞納

世帯は平成23年6月1日現在、70パーセントを占めています。前年度と比較すると5.6パーセントも増えました。払いたくても払えないのは明らかです。

6月議会において、右山議員が応能・応益割の見直しで、国保税引き下げを求めたのに対し、市長は市の国保財政状況から保険税額総体の引き下げを前提とした保険税率の改正は難しく、また、応能割・応益割の見直しもしないと答弁されました。この方向では、国保税を払いたくても払えない人を徴収強化によって苦しめるだけです。しかし、先日の丸山議員の質問に対して市長は、市民の暮らしを守りながら経済活性化を図り、高齢者の暮らしを守ると答弁されましたが、収入に応じて払える国保にすることは、市民の暮らしを守るための最優先課題の1つです。

市長が最優先で実施しようとしている第三雨水幹線事業は、最初の計画より約8億円削減できるとのことですから、その削減分の一部を活用しても、国保財源とし、応益負担の軽減を実施し、収入に応じた国保税にすることを求めるのがいかがか。

次に、滞納者に対する懇切丁寧な対応についてです。

滞納者がやっとの思いで窓口相談に行ったとき、相談者の立場に立たないならば、分納計画を立てても払い切れません。生活条件などをきちんと聞き取る懇切丁寧な対応がされているのか伺います。

2点目に、病気予防・健康増進の施策充実についてです。

関係各課の連携についてですが、どのように連携を図っているのか。また、健診の受診率向上について、どのように取り組むのか。さらに、普段運動等に縁がない人たちにも参加してもらうために、地域ごとの健康づくりを推進する必要があると思いますが、どう取り組むのか伺います。

3点目に、一部負担金減免制度の周知徹底についてです。

国保税を滞納・分納している方々は、治療代が心配で病院に行けない人が増えています。所得の少ない人が安心して病院にかかれるように、無料低額診療制度について市民に広く知らせるべきと思うがどうか。

4点目に、70歳から74歳の医療費2割負担への引き上げ中止についてです。

社会保障と税の一体改革の中でも、特に70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に増やすことについては、「負担が2割になったら病院に行けない」「回数を減らすしかない」という不安の声が市民から上がっています。現在、引き上げは凍結されていますが、凍結ではなく、引き上げをしてはならないと国に要求していただきたいがどうか。

大きな2点目に、交通安全対策の充実についてです。

まず、道路整備の通学路の安全対策について伺います。

市が実施した市民アンケートで、身近な生活道路等への不満が8割以上を占めています。市全域の道路の安全対策が切実に求められています。特に通学路の計画的な歩道整備や側溝の蓋の破損解消や段差の解消など、安全対策はどうなっているのか。

また、三区35号線、やまちょう商店から五差路までの道路は、歩道もない上に、電柱が

道路を狭くしています。以前から改善を求めています、計画はどうなっているのか。

次に、私道整備への助成についてです。私道の整備については、市の助成がなく、住民は不便な生活を強いられています。住みよい街づくりの一環として、私道整備に対する助成を求めるがいかがか。

最後に、踏切の改善についてです。事故が起きやすい踏切については、特に早急な安全対策が求められています。

まず、深刻な事故が起きている新氷川踏切についてです。現在、変形の交差点となっていますが、一区49号線を拡張し、通常の交差点として信号を設置してはどうか。

また、八街西街道踏切についても、歩行者や自転車通行者等の安全を図るために、踏切の拡張を視野に入れながら、当面、市営グラウンド側の拡幅をしてはどうか。

以上、明確な答弁を求めます。

○市長（北村新司君）

個人質問11、日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 市民の命と暮らしを守るためについて答弁いたします。

(1) ①ですが、国民健康保険事業は、医療費が年々増加しており、一方で長引く不況による所得の落ち込みや無職及び低所得者層の増加により、保険税課税額が減少するなど逼迫した状況にあり、現状では、保険税額総体の引き下げを想定した税率の改定は困難であると考えております。

社会保険における保険料は、一般に所得または経済的負担能力に応じて賦課されるべきものでありますが、国保においては、標準的な市町村で保険税の5割分を経済的負担能力に応じて賦課する部分として所得割及び資産割を採用し、残りの5割分について平等に被保険者または、その世帯が負担をする均等割及び平等割を採用しております。

国保において、応益割の要素が大幅に取り入れられている理由といたしましては、国保は地域保険として住民相互の連帯意識に支えられていて、運営されている制度であることや加入者の職業が自営業、自由業、農業等と多岐にわたるため、負担能力の正確な測定が難しいこと、病気等の保険救済のために充てられるものであることから、受益に対する負担を考慮しなければならないことなどが考えられます。

ご質問は、応能割・応益割の負担割合を見直すことにより、低所得者層の保険税負担を軽減し、納めやすい税配分にすることはできないのかとのことですが、保険税額総体の引き下げが困難な現状では、減額した応益割を応能割に転嫁する必要があり、結果的に、7割・5割・2割軽減の対象とならない所得者層の負担増につながることであります。

保険税の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であります。

また、中間所得者層に重いと言われる保険税負担を緩和し、被保険者間の負担の公平を図る必要があることから、現行のバランスが適切ではないかと考えております。

市の国保財政状況を見ますと、保険税額総体の引き下げを前提とした保険税率の改正は難

しいところがございますし、また、応能割・応益割負担割合の見直しについても、現在のところ考えておりません。

次に②ですが、税負担の公平と財源の確保を図る上で、滞納額の縮減と徴収率の向上が求められる中で、滞納者に対して、法に基づいて督促・催告を行い、納付を促すことは当然なことであります。しかしながら、経済情勢の悪化、景気の後退等によるリストラや収入の減少等のため、滞納する方に対しては、毎月最終日曜日の開庁、毎週火曜日の夜間相談窓口の開設など、納付機会、納税相談機会の拡充に努めており、その中で、家族構成、収入状況、事業内容等を聴取しながら、個々具体的な納税交渉を行い、分割納付等に応じているところであり、丁寧な対応を心がけております。

また、納税相談の中で、多重債務に苦しむ方には、無料の弁護士相談の活用を案内するほか、住民税に係る申告がされていない方で、適切に申告することで、負担割合が軽減される場合など、必要に応じて指導・助言をしております。

次に(2)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市では、市民の健康維持・増進とがんの早期発見・早期治療を図ることなどを目的とした、さまざまな保健事業を実施する中でも、関連する課が互いに連携して実施している事業がございます。

まず、国保年金課で実施している特定健康診査と広域連合からの受託事業で実施している後期高齢者健康診査を受診者の利便性及び受診率の向上を図るため、健康管理課が実施する肺がん検診・結核健康診断及び前立腺がん検診と同時実施するとともに、検診時間を昨年度より延長して、午前の部に加え、午後も実施いたしました。

このほか、健康管理課所属の栄養士は、介護保険課で実施している介護予防事業での個別相談、老人福祉センターで実施している料理教室、つくし園での園児や保護者を対象にした個別栄養指導を実施しています。

また、健康管理課所属の歯科衛生士も介護保険課で実施している介護予防事業での口腔機能向上指導や、つくし園、保育園、幼稚園、小学校でブラッシング指導等を実施しています。

学校教育課では、就学时健康診断の際に健康管理課所属の保健師等が予防接種に関する啓発及び個別相談を実施しており、中学生に対しては、思春期健康教室などを実施しております。

なお、これらの事業を実施する上で、特に検診事業の受診率の向上を図るために、先ほど説明しました実施方法の工夫に加え、啓発にも力を入れ、職員の手づくりによる女性の健康コーナーを図書館と総合保健福祉センターに設置しました。

また、乳児相談の案内通知に子宮頸がん検診チラシを同封したり、市内の美容室のご協力のもと、啓発用リーフレットを置かせていただくなどしております。さらに、特定健康診査と後期高齢者健康診査の被保険者及び、がん検診推進事業の活用による該当者には、直接問診票等を郵送して受診率向上に努めております。

今後も関連する課が互いに連携を図りながら、各種保健事業を進めるとともに、検診事業

に多くの市民が参加していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に③ですが、地域に向いての健康づくりとしては、市民の方が身近なところで健康相談ができるようにと、市内の大型店舗の一角をお借りして、街の健康相談室を実施しております。

この事業は、平成21年度から実施しているもので、今年度も2店舗で実施しましたが、開始時間前から多くの方に参加していただき、予定時間を延長して実施しました。このほか、各種団体からの依頼に応じて、保健師等が地域へ出向いての健康教室も実施しております。

今後も市民の健康維持・増進を図るために、健康管理を自ら継続して行うことができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に(3)①ですが、国民健康保険制度につきましては、被保険者間の相互扶助の理念のもと、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うというのが根本原則であり、一部負担金の制度も受益と負担の公平を図るために設けられております。

国民健康保険法第44条では、災害や生活困窮など特別な理由があるために、保健医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合に、保険者は一部負担金の減免措置をとることが認められており、八街市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱を定めておりますが、昨年度の申請はございませんでした。

現在は、窓口の相談において周知を行っておりますが、今後は周知方法につきまして、検討してまいりたいと考えております。

なお、3月11日に起こりました東日本大震災において被災されました3世帯10名の方を対象として、一部負担金の減免を実施したところであります。

次に(4)①ですが、70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置については、現役世代と高齢者世代との負担の公平性を確保するため、高齢者にも応分の負担を求める必要があるという観点から、被保険者等が受けた療養に係る一部負担金の割合について、平成20年4月1日以後、1割から2割に見直すこととされました。しかし、高齢者の置かれている状況に配慮し、平成20年度から毎年度、特例措置を延長し、一部負担金の1割に相当する額を国が措置することにより、被保険者等の一部負担金が軽減され、1割となっているものでございます。

現在の特例措置の期限は、平成24年3月31日までとなっております。その後の取り扱いについては、現在のところ情報がなく未定ですが、決定され次第、遅滞なく対応し、あわせて周知していきたいと考えております。

次に、質問事項2. 交通安全対策の充実をについて答弁いたします。

(1)①ですが、ご指摘の三区35号線につきましては、路線の中ほどに八街バイパスとの交差点ができる計画となっており、この交差点計画に合わせ歩道整備を検討してまいりたいと考えております。

次に②ですが、八街市が認定している市道は、平成23年3月31日現在、総延長は約49.1キロメートル、舗装率は86.5パーセントとなっております。市といたしましては、

主要幹線道路の改良整備等が急務と考え、順次整備を進めているところでございます。

また、既存市道の破損について、市民や区等からの要望や苦情が数多く寄せられている状況でございます。

このようなことから、今後も、これらの維持補修等に多額の予算が必要でありますので、私道整備への助成は、現在のところ考えておりません。しかし、現に一般の交通の用に供されるなど、公共性の高い私道については、碎石の支給や敷きならしを以前から行っておりますので今後も実施してまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、①、②は関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

両踏切の改良につきましては、過去の議会でも答弁させていただきましたとおり、道路と軌道との交差が変則的であることから、大規模な工事が必要となってくるため、改良は難しいと考えております。したがって、両踏切を通行される皆様には、安全確認の徹底と注意をお願いしたいと考えております。

○京増藤江君

それでは、自席から質問させていただきます。

応益割負担の軽減を求めたことに対しては、できないと。収入に応じた国保税にはしないという答弁だったと思うんですけども、これでは、収納率の向上は全く見込めないと思います。国保の大きな問題は、市民の暮らしと命をどう守るのかと、このことが、今、問われていると思います。先ほどの副市長の答弁では、滞納率ワースト1を返上したい。そのためには、徴収について、さまざまなことをするというをたくさん述べておられました。この中には、市民からの徴収は強化するけれども、国や市の責任については、責任というのは市民の暮らしをいかに守るかという点での市の責任は述べておられませんでした。国が国民健康保険への補助金を半分に削ったために、八街市の国保税が大変になった。だから6.2パーセントも引き上げたわけです。そして、また、八街市では以前は約3億円、一般会計から制度外の繰り入れをしておりましたけれども、これもやめてしまった。こういうことは、先ほどの副市長の答弁では、一切ないんです。本当に市民の暮らしが大変な中で、いかに徴収するか、このことだけだったと思います。

所得が200万円以下の滞納世帯は、前年度と比較すると5.6パーセント増加して70パーセントになっています。所得が低い世帯にとって、国保税が支払い能力を超えていると私は思うんですけども、どう思われるでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

お答えいたします。国保税の応能割・応益割のバランス、また、低所得者に対する軽減策と、いろいろと課題がございます。先ほど林議員さんの資料のご提供の中にも、県内の一覧表がございますが、当時、何年か前に改正をされたわけで、その応能割・応益割のバランスで、当然のごとく標準的に財産等の所得で5割、また、均等に保険者が負担をするもので5割という標準的なバランスがあります。これは、やはり公平性を保つために、私どもは必要ではないかと。ただし、その中で低所得者が八街の場合には多くいらっしゃるという実態が

ございます。これにつきましては、当然のごとく保険税に対する、その所得によって7割・5割・2割という軽減策が国で設けてございます。この分につきましては、財政安定基盤交付金というもので補てんされているという、そういう歳入のバランスもでございます。その中で16年度に大幅な改正が行われまして、その後、一時収納率がかなり落ち込むというところで、徐々に今挽回をしてきているという中で、中にはもちろん議員さんおっしゃるように本当に苦しい状況の方がいらっしゃいます。それは、ご相談の中でも、私ども十分把握しているところでございます。そういう方々には、無理のない、本来ですとももちろん現年分については、年度内の納付をしていただくのが当然というような考え方もございますが、現状の最低限の生活をする中で、どのように納付をしていただくかという相談を親身になって相談をさせていただいて、その上で何とか納付をしていただくというようにお願いをしているところでございます。

この保険税率については、非常に毎回担当もバランスを考えながらのシミュレーションを加えながらやっておるわけでございますが、市長の答弁にもございましたが、その個人割の部分を中心に軽減をして、低所得者の方にも対応できるかというところを模索してみますとやはり軽減世帯については、例えば1万円軽減したところで、7割の軽減がございますから実態として3千円の分が保険税から落ちると。その分としまして、答弁にもありましたが、それだけでは、今の国保財政はやっていけないという中で、所得割に振り替えなければいけない。そうしますと、当然のごとく所得のある方については、今以上の負担がかかってくるということで、非常に何度もシミュレーションをしておるんですが、難しい実態がございます。今後も全体的な県の状況も含めまして検討して、何とかいい方向性を見出すように努力してまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

ただいまの担当課の答弁としては、低所得者の方々はやはり生活が苦しいというところで、だからこそ相談をして納付をお願いしているんだということなわけなんですけれども、これは確かに市はどうやって納付していただくかということで、その点での苦労はされていると思うんですよ。だけれど、市がどうやって助けていくかということは、本当に今も語られませんでした。

それで、各年代で滞納率は高いんですけども、いろいろと見てみますと29歳まで、また、30歳代、40歳代、それぞれの世代というか、年代というか、これを見ますと29歳まで30歳代、40歳までの方々、約5割が滞納されています、半分ですね。そして、50歳代では、約4割が滞納となっているんですけども、この数字を見ましても、払いたくても払い切れないのは明らかだと思うんですけども、この滞納が多いのは、どのように解明されているのでしょうか。

○市民部参事(事) 国保年金課長(石毛 勝君)

年代別の滞納状況について、私どもで拾い出しをいたしまして、その中でのお話でございますが、やはり50歳代、60歳代、これにつきましては、50歳代、約40パーセント、

60歳代が20パーセントの滞納率と。しかしながら、30歳未満から40歳、この年代については、概ね50パーセントが滞納率が出ております。これに基づきますと、やはり現状の景気動向が左右されている状況が目に見えてくるわけですが、やはり収入が減っている実態は、毎年の国保の賦課をする上で歴然としているという中で、国保税の滞納率が高くなっているのではないかというのは、否めないところでございます。

○京増藤江君

今の答弁でも収入が減っている中で、国保税が払いきれない。こういう状況を担当もきちりとつかんでいるわけですね。ですから、先ほどから副市長の答弁にありますように、徴収を強化するといっても、これは無理があると思うんですよ。いかにして、市民の皆さんの懐を考えていくか。これがなければ、どんなに徴収強化をしても、多少は上がるにしても、本当に市民の皆さんに苦しい思いをさせてしまう、このように思います。

市長は市民の暮らしを守っていききたいという答弁を何回もされていらっしゃるんですけども、しかし、国保税を引き下げる、このことは考えていない、こういう答弁でございました。国保税を払えないと保険証がない。そして、病院にも行けない。こういうことがあるんですけども、市長はこのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

何回も申し上げて大変恐縮でございますけれども、市の国保財政状況を見ますと、いろんな面で保険税率の改正、あるいは今申し上げた京増議員の申し上げに応えることができないのが、大変苦しいところでございますけれども、今後とも国保財政の健全化ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○京増藤江君

本当に市民の皆さんの暮らしの状況に応じて、市民の暮らしを応援することができない。このことが本当に心苦しいという市長の答弁だったと思うんですけれども、私はこの気持ちを大切にしていきたいと思うんです。だからこそ、国にきちんと減らした補助金をもとに戻すこと。また、苦しいけれども一般会計から繰り入れて、国保税を少しずつ減らしていく。私はこういう姿勢を持っていただきたいと思うんですね。

それで、滞納者に対して丁寧な対応を心がけるということでございました。しかし、実際には、督促を何回もされて相談に来て、「これぐらい払えますけれども」と言ったら、「それでは、いつまでも終わらない、ある程度払いなさい」とか、こういうふう実際に言われるわけです。そして、中には借金をして払った方もおられます。借金をしたために、今度はその借金も返さなくてははいけない。生活が本当に大変になっている。こういう方もございます。ですから、徴収、徴収ということでは、市民の暮らしはどうなるかわかりません。徴収をする場合に本当に市民の皆さんの一つ一つの条件、それをじっくりと聞く姿勢を持っていくのか。このことを伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

このことにつきましては、市長答弁でも差し上げておるところでございます。滞納者の方

に対しましては、日曜開庁、あるいは夜間の相談窓口を開設するなどして、納税相談の機会、この拡充を図っております。その中で、先ほどから課長も答弁しておりますけれども、個々具体的な事情を踏まえた納税交渉を行うなど、丁寧な対応は心がけております。

なお、相談される方の受け取り方にもよるといことも考えられるところでございますけれども、そのようなことも踏まえて、私どもとしては相談者の立場に立った相談を受けているというところでございます。

○京増藤江君

部長、市民の方は滞納したら本当に小さくなっているんですよ。どんなことを言われるのかと思って、恐る恐る本当によろやく来たら、「これぐらいずつじゃだめだ」と言われて、結局、自分の思ったことを全部は言えなかったと。「何で言えなかったんですか」と言ったら「怖いから」と、こういうふうにおっしゃるんですよ。借金をしてまで徴収をする。こういう方法は、私はやめておかなきゃいけないと思うんですよ。丁寧な対応をしているということなんですけれども、実際にはされていない場合も多い。私の方に相談があった場合には、また、一緒に来てきちんと対応してもらえる。こういうこともあるんですけども、多くの方は本当に財産を差し押さえられたらどうしようかと、悩んで悩んで困っておられます。ぜひとも、借金までさせるようなことはないようにしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

個々具体的なお話は差し控えさせていただきますけれども、先ほどから答弁を差し上げているとおり、丁寧な対応に心がけております。

○京増藤江君

今後、絶対に借金までさせるようなことがないように、要望しておきたいと思います。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄です。私は、市長の政治姿勢、道路行政、選挙制度の3点について質問をいたします。

第1の質問は、福島原発事故に対する市長の政治姿勢の問題であります。

東京電力福島第一原子力発電所でのメルトダウン事故によって、人間がこの世で生きていくために、不可欠な海も大気も大地も汚染されてしまいました。未来を担う子どもたちばかりか、まだ生まれてこない子どもたちにも、はかり知れない悪影響を与えるとの指摘に不安に駆り立てられます。

原爆と原発は同じものであります。人間と核は共存できないことが明白なものとなりました。幼い子を持つ保護者の皆さんは、かわいい子どもたちをどこで遊ばせればよいのか。何を食べさせればよいのか悩んでいますが、明確な答えはありません。答えのない中で私たち

は、市民の命と安全を守るために最善の努力義務が課せられております。

そこで、質問の第1でございますけれども、放射線対策であります。

①妊婦の被曝限度量は、1ミリシーベルト以内と定められております。市が行っている20ミリシーベルト、基準値3.8では、幼い子どもたちや生まれてくる子どもたちの安全は守れません。基準値を見直し、対策の強化を求めるがいかがか。

②除染対象箇所はあるのか。すぐやる課を開設し、除染対策の強化を求めるがいかがか。

③本市は砂あらしが名物に近い。吸引して内部被ばくが心配されますので、吹きだまりの土砂の測定を求めるがいかがか。

④安全から安心へ。放射線測定器の市民への貸出を求めるがいかがか、お尋ねをいたします。

次に、(2)農産物等の損害賠償についてであります。

①茶葉など、出荷停止が行われておりますけれども、現状の概算被害額はいかほどか。

②原発事故は人災であります。すべての損害賠償は断固として国や東電に求めるべきと考えますが、市長のお考えはいかがか。

次に、(3)行政組織についてであります。

議員定数条例の改定は、地方自治法で3つの道が保障されております。まず、第一義的には議員の発議によるものですが、本市議会は先の3月議会において、市民から提案された「議員定数の削減を求める請願」これを否決されたこともあり、明らかに削減の意思のないことが明らかになりました。

2つ目は、自治体の長による提案でございます。保身に走る議会に対し、各地で議員定数の削減を公約に掲げる改革派市長が誕生、市長提案による議員定数の削減が行われるようになりました。

3つ目は、議会や市長にその意思がないと判断されたとき、住民が自ら立ち上がり、直接請求権を行使する道であります。埼玉県幸手市では2007年、住民の直接請求に基づき法定定数30、条例定数25名から一挙に10名を削減し、15名に改定されました。

なお、この質問については、通告後の9月22日、午後1時20分、議長に呼び出され、市長への質問はできないのでやめるよう求められましたけれども、見解の相違がございました。市長に提案権がある以上、市長のお考えをお伺いすることに、何の問題もないと考えます。

我が国は法治国家でございます。地方自治法の解釈をめぐる、よそはよそ、うちのうちといった見識では、議会の近代化は進まないものと考えております。

そこで、質問いたします。

八街市は国民健康保険税納付率、不名誉な全国ワースト1でございます。第2の道である市長提案で、全国最少の議員定数の市を実現し、改革の意思を全国に発信する考えがないか、市長にお尋ねをするものであります。

次に、(4)催事出席についてでございます。

先日、小中学校の運動会に出席をさせていただきました。市内には複数の小中学校があり、同一日時に開催するわけですから、開会セレモニーに出席するのは物理的に不可能であります。だからといって、競技を中断してのあいさつには違和感が残ります。スポーツの世界では考えられません。児童・生徒を第一と考え、入学式、卒業式と同じよう心のこもったメッセージをお届けする方式に変更できないかをお伺いいたします。

次に、質問事項2. 道路行政についてお伺いします。

(1) 私道団地の道路舗装整備についてであります。

本市は、線引きに関する都市計画がないために、宅地造成の乱開発が行われました。このため、砂利道の団地も点在し、舗装された生活道路も耐用年数を過ぎ、傷みが激しくなっております。

①未舗装私道団地及び補修が必要と認められる団地はどのぐらいあるのか。

②私道団地舗装助成制度を創設し、生活環境の整備を支援すべきと考えるのがいかがか。

次に、(2) 国県道の整備についてであります。

①国道409号の歩道整備。

②成東酒々井線、大木地区の歩道整備。

③千葉八街横芝線、二区地域の歩道整備について、県に上申すべきと思うのがいかがか、お伺いをいたします。

質問の3番目は、選挙制度についてでございます。

先に行われました市議会議員選挙、私は改革の芽を膨らませたいとの願いから、地域政党を立ち上げ、2名を擁立して戦いました。新人候補は告示日直前の立候補でしたので、7日間の選挙期間中、2日間応援をさせていただきましたけれども、次点にとどまりました。選挙公費はゼロ、選挙経費も1万円未満、選管からの警告もゼロということで、明るい選挙が戦えたものと考えております。選挙期間中、一部に法もルールも無視しての運動が見受けられました。

①今回の選挙で選挙管理委員会が違法と認識する行為はどのようなものがあつたのか。

②選管が行った警告件数及びその内容について。

③警察への通報があつたと聞きますけれども、その内容について。

④違反行為に対する見解及び告発などの対応策について。

⑤選挙公報へのネット検索記述に対するご見解をお伺いいたします。

最後に、(2) 選挙公費制度についてお伺いいたします。

①今回の選挙事務について、決済をされ情報公開ができる時期はいつ頃となるのか。

②市民の血税で賄われている選挙制度。平成19年の選挙に伴う監査委員の報告書に5名の議員から54万円が返還されると記述があります。制度が悪用され、納税者たる市民から疑惑を持たれた以上、この制度は廃止すべきと考えるのがいかがかをお伺いをいたしまして、登壇しての質問を終わります。

○市長（北村新司君）

個人質問 12、桜田秀雄議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項 1. 市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) ①ですが、代表質問 4、丸山わき子議員に答弁したとおり、八街市放射線量低減対策基本方針を 9 月 21 日付で定めております。この方針は、東京電力株式会社、福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成 23 年 8 月 26 日付で文部科学省からの通知に基づき、八街市内における放射線量の低減に関する基本的事項を定めました。

なお、国において示している基準値をもとに、本市で定めた基本方針に沿って対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

八街市放射線量低減対策基本方針の中で、空間線量が毎時 1 マイクロシーベルトを基準とし、これ以上の場合は除染対策を講じるとしておりますが、現在のところ市内の観測地点では、この基準を超えている箇所はございませんので、すぐやる課を開設する予定はございません。

また、道路等の吹きだまり土砂の測定につきましては、現在のところ測定は考えておりませんが、八街市放射線量低減対策基本方針に基づき、基準値以下で局所的に線量が高いと思われる場所については、できる限り線量を下げっていくため、清掃活動等を実施してまいりたいと考えております。

次に④ですが、代表質問 4、丸山わき子議員に答弁したとおり、自己の健康管理のために放射線測定器を個人で購入される方がいらっしゃいますが、機器、器種により測定値に多大な誤差が生じることが報告されています。放射線測定は、同一の機器で、同様の条件で継続的に測定することが望ましいと考えております。しかし、測定器の取り扱いにつきましては、さまざまな使用上の注意事項があります。

本市におきましては、現在、市内 45 カ所の教育施設及び児童施設などを継続的に測定し、随時測定値をホームページ等で公表しております。

今後も引き続き、同一の機器で同様の条件で継続的に測定してまいりますので、市民の方におかれましては、近隣施設の測定値を参考にさせていただきたいと考えておりますので、各家庭への貸出は考えておりません。

なお、特にご希望の箇所があれば、市で対応してまいりたいと考えております。

次に(2) ①ですが、福島第一原子力発電所の事故に伴い、本市におきまして出荷制限等がされた農産物はお茶のみとなります。お茶の被害額につきましては、9 月 6 日に福島原子力補償相談室千葉補償相談センターから補償に関する説明を受け、現在、損害賠償の対象となる方々は、損害賠償請求書到着を待っているところであり、現時点では具体的な被害額は把握できておりません。

葉物等、その他の農産物につきましては、J Aグループ東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策千葉県協議会において、一括請求をしておりますが、本市分といたしましては、5 月末分までとして、約 2 千 7 0 0 万円の請求をしております。

なお、個人請求に係る部分につきましては、東京電力より具体的な請求方法等が示されると思いますので、周知してまいりたいと考えております。

次に（２）②ですが、今回の福島第一原子力発電所の事故につきましては、農産物に対する消費者や流通業者、食品業者の不安から、いわゆる風評被害を含め、各地で大きな損害を受けております。

本件事故に係る損害につきましては、農業者には全く落ち度がなく、すべての損害が広く賠償されるべきと考えております。

このことから、本年５月２７日に千葉県知事に対しまして、農産物被害に対する迅速な対応を求める要望書を提出しており、千葉県におきましても、国に対し、東京電力及び国が責任を持って対応するよう要望をしております。さらに、９月９日には、印旛郡市の７市２町の首長連名で東京電力に対し、補償基準の早急な策定と適切な補償を求める要望書を提出しております。

今後におきましても、東京電力及び国において、円滑かつ速やかに賠償が進められるよう要望してまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、市町村議会の議員の定数につきましては、地方自治法第９１条の規定により、人口が５万人以上１０万人未満の市においては、３０人を超えない範囲内において、各自自治体の条例で定めることとされております。

本市では、八街市議会議員定数条例により、議員定数を２２名としておりますが、これは全国と同じ規模の自治体と比較いたしましても、ほぼ平均的な位置にあると考えます。

財政状況の厳しい折、経費削減の視点から議員定数の減について論じられる場合がございますが、議員の皆様方には、市民の代表として市政全般にわたり、大変多くの事案についてご議論いただかなければなりませんし、さまざまな視点からご意見をお聞かせいただくことが健全な行政の推進に必要なことであると考えております。

少子高齢化問題の深刻化が懸念される中、今後、さらにきめ細やかな対応の求められることが予測されており、議員の皆様方におかれましても、引き続き市民と行政との重要なパイプ役としてご協力いただければと考えております。

なお、本市議会議員の定数のあり方につきましては、議員の皆様方におかれましても、十分ご議論いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

次に（４）①ですが、小中学校の運動会やご案内をいただいた各種催し物等におけるごあいさつにつきましては、極力、私自身が直接出向き、ごあいさつさせていただくよう心がけております。運動会等の開催日が複数重なり、開会式に間に合わない場合もございますが、毎年、回り順を変えるなどして、全校の開会式でごあいさつできるようにしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項２．道路行政について答弁いたします。

（１）①ですが、本市では、私道の道路位置指定道路１千４５２カ所、開発行為による道路１４４カ所を把握しておりますが、道路位置指定道路の未舗装道路の箇所数については、

把握しておりません。

なお、開発行為による道路は舗装されておりますが、維持管理については、原則事業所、もしくは住民管理となっております。

次に②ですが、個人質問11、日本共産党、京増藤江議員にお答えしたとおりでございますが、市といたしましては、主要幹線道路の改良整備等が急務と考え、順次整備を進めているところでございます。

また、既存市道の破損について、市民や区等からの要望や苦情が数多く寄せられている状況でございます。このようなことから、今後も、これらの維持補修等に多額の予算が必要でありますので、私道団地舗装制度の創設は、現在のところ考えておりません。しかし、現に一般の交通の用に供されるなど公共性の高い私道については、碎石の支給や敷きならしを以前から行っておりますので、今後も実施してまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、国道409号の既存の歩道の中で、マウンドアップ方式、いわゆる段差のある歩道が見受けられる現状であります。この段差の解消につきましては、道路側溝も含めて改修が必要な箇所が多く、また、現状の道路用地内に歩車道境界ブロックを設置すると歩道の幅員が狭くなることも考えられ、さらに多額の費用がかかると思われるので、今の段階で県が早急に改修することは、難しいと考えております。

しかしながら、今後、国道409号沿線で開発が計画された場合等につきましては、障がい者等に優しいフラット型の歩道を整備するよう指導してまいりたいと考えております。

次に(2)②、③ですが、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

印旛土木事務所に確認したところ、県道の歩道整備につきましては、千葉八街横芝線の八街い地先、延長1千200メートルを平成25年度までに、また、東金山田台線の山田台地先570メートルにつきましては、平成27年度完成を目指し、現在、鋭意進めているところであると聞いております。

なお、成東酒々井線の歩道整備につきましては、以前に大東区より歩道設置要望があり、これを受け、本市からも印旛土木事業所に要望を出した経緯がございます。

次に、千葉八街横芝線、二区地先の歩道整備につきましては、地元の意向を十分把握した上で対応してまいりたいと考えております。

○選挙管理委員会事務局長（小出聰一君）

続いて、質問事項3. 選挙制度について答弁いたします。

(1)①、②、③、④は関連がありますので、一括して答弁いたします。

選挙管理委員会の業務は、ご案内のとおり選挙事務のほか、選挙が適正に執行できるよう管理するものでございます。政治活動、選挙運動が公職選挙法に基づいて、公平・公正に実施されるためには、市民の皆様を含め、公職の候補者・公職の候補者となろうとする方々のご協力が必要不可欠なものとなります。

今回の市議会議員選挙につきましては、選挙管理委員会としては、概ね適正に執行できたものと認識しております。これも、各位のご協力の賜物であると考えております。

さて、今回の選挙に限らず、選挙違反または疑わしい行為としては、公職選挙法第142条、143条に規定された文書図画の頒布、掲示が多くありますが、市議選においても同様でございました。政治活動と選挙運動、及びこれに関連する文書図画の掲示等については、複雑でわかりづらい面があることから、市議選における事前の説明会等において、候補者等の皆さんにできるだけ認識を深めていただけるよう、時間をかけたところがございますが、法解釈の複雑さもあり、十分でなかった点については、選挙管理委員会としての反省点として、今後、改善していかなければならないと考えております。しかし、今回の選挙において選挙違反または疑わしい行為があった場合には、選管から各陣営に連絡し、速やかに改善・対処を指導したところ、ほとんどの陣営は選管の指導に従い、対応していただきました。

本来、法に反するかどうかは、その態様を現場で確認してから判断し、指導するということが基本でございますが、告示前から選挙運動期間、投開票にかけて、選管は限られた人員の中で選挙事務手続を並行して実施しており、また、市民等からの通報をすべての確認してからということになりますと、その時期を逸することにもなりかねません。

したがって、通報等があったその都度、各陣営に連絡をして、内容の確認と必要に応じ対処していただいたところがございます。

なお、市議選における選挙違反等に対する通報は41件でございまして、それに伴い選管から必要な指導等をいたしました件数が31件でございます。また、警察への通報等が10件でございまして、その内容は、ほとんどが文書図画の掲示や選挙ポスターの毀損に伴う選挙違反でございます。

違反行為に対する見解及び告発などの対応策ということについては、先ほども申し上げたとおり、指導した陣営のほとんどは、公選法の認識不足からの行為であり、したがって選管からの指導により改善したところがございますが、一部の方は、選管の指導を理解せず、無視した方もいたことから、警察に通報したケースもございます。

選挙の公平・公正を担保するためには、すべての候補者が法に基づき、選挙運動を実施することが必要不可欠です。これによりまして、選挙人に対して投票における公平・公正な判断材料を提供することが可能と考えておりますので、選管としては、今後もより一層の選挙の適正執行について周知してまいりたいと考えております。

なお、今回の市議選における何らかの選挙違反に対して、選管が正式に告発をするという事態は想定しておりません。選管としては、捜査機関が実際に捜査・摘発ということになれば、その段階において選管として情報提供等、できるだけの協力をしてまいりたいと考えております。

次に⑤ですが、選挙公報における記載内容は、選挙公報の品位を損なう記載、虚偽事項の記載、刑事犯罪を構成するような記載等の制限を除き、原則自由となっております。現在の公職選挙法の解釈では、インターネットにおける政治活動は認められているものの、選挙運動は認められておりません。したがって、インターネットにより選挙運動をしている場合は違反にあたりますし、候補者が選挙運動期間中にホームページを開設したり、または書き換

える行為についても、新たな文書図面の頒布とみなされ、公職選挙法に違反することがあります。しかし、選挙公報にURL、いわゆるインターネットアドレスを掲載することが、直ちに選挙運動にあたるものであるとは思われません。

次に、(2)①ですが、選挙運動に係る自動車使用関連及びポスター作成の公費負担につきまして、その費用の請求は選挙期日後15日以内に提出していただくようお願いしております。

請求書の提出時期により、支払いの時期は異なりますが、請求書のほか添付書類を受付後、審査等手続を経まして、最終的に今月、10月の中旬にはすべての支払いが完了するものと考えております。

次に②ですが、選挙における公費負担は、言うまでもなく候補者の負担を減らし、金のかからない公平・公正な選挙を実現するとともに、候補者が資金力の有無に関わらず、選挙運動の機会を持てるようにし、被選挙権の平等に資するための制度でございます。

平成19年度以降、公職選挙法につきまして、この公費負担制度に係る部分も一部改正が行われ、本市の条例規則もこれに準拠し、一部改正を行ってまいりました。

また、これに加え、選挙における公費負担の公正性・透明性を図るため、さまざまな改善を図ってまいりました。公費負担部分は、その原資が税金であり、本市の緊迫する財政状況の中から予算を捻出しており、経費節減と、その透明性を図ることは当然のことでありまして、今後、公費負担のあり方につきましては、議会での議論等を踏まえまして検討していく必要があるものと考えております。

○桜田秀雄君

もう時間もありませんけれども、若干、質問をしていきたいと思っております。

今、市民の関心事、やはり何といたっても放射能問題であろうと、このように思います。ですから、市長もさまざまな会場に行きまして、市民に対して平穏に安心して暮らしていただけるよう呼びかけることは、これは当然であろうかと思っておりますけれども、しかし、本当に安全かという、私は疑問が残る、このように思っているわけでございます。

八街市の放射線対策、これは4月19日に発表されました文部科学省の見解をもとに行われております。そして、文部科学省の見解は、国際放射能防護委員会、3月21日に出した声明に基づいたものでございます。

その内容は、今回のような非常事態が収縮したものでも、参考レベルとして年間1ないし20ミリシーベルトで考えることも可能ですよと、こういう内容でございました。文部科学省は、この最大値をとっています。この見解は非常時だから仕方ない、こういう内容だと私は考えておまして、安全だという内容ではないと考えています。

我が国の法律で定められた被曝量、これはどのようにになっているか、ご答弁を願いたいと思っております。

○経済環境部長(中村治幸君)

我が国の被曝量というふうな形のご質問でしょうけれども、現在、文部科学省から提出さ

れておりますのが、年間1ミリシーベルト、それで毎時1マイクロシーベルトを基準とするということで、基準の方が出ております。八街市におきましても、この基準を採用させていただきまして、放射線量の低減対策基本方針を策定したということでございます。

○桜田秀雄君

確かに、今、答弁にありましたように、これは平成12年度でございますけれども、今の答弁とまた異なりますけれども、文部科学省、この中にあります技術化学庁、この中で、いわゆる告示という形で、5号という文章が出ています。これに基づきますと、一般人の放射能被曝量、これは1ミリシーベルト、このように定められているわけでございます。

当然、福島の子どもたち、福島の現状、私も福島県原発から33キロメートルの時点でございますけれども、福島の現状と八街市の現状、安全という意味では、それは大きな差があると思いますけれども、安心という意味では、やはり同じものがあるのではないかと、このように思うんですね。

時間がありませんから、お尋ねをしたいんですが、市がこれまで調査をしてきた中で、大東区の子どもの遊び場、これが飛び抜けて高い数値を示しております。当然、規定には達していませんけれども、この要因というのは、どのように考えておられるか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これは、丸山議員のご質問のときにも、お答え申し上げましたが、市内で3カ所、公園、子どもの遊び場等が若干高いということで、今、飛び抜けて高いというふうなご質問ですが、市内45カ所の平均が0.06マイクロシーベルトですから、これが大東区等、若干高いと思われるところが、0.12から0.13マイクロシーベルト程度ということで、これは、今、福島等の問題でやっておりますが、これらに比較すれば、10分の1、100分の1というレベルの話であります。これにつきましても、なぜ高いのかという部分については不明でございます。

それで、市といたしましては、これをやはり若干高いと思われる部分については、いろいろな方策をとりながら、ほかのところと同レベルになるような低減策を実施していくということでございます。

○桜田秀雄君

安全値という意味では、確かに問題がないと、私も認識をしております。しかし、先ほど国保の関係でもありましたけれども、全国ワースト1、こういうイメージ。例えば、この放射能問題については、八街市内で一番高い、こういうイメージというのは、やはり周辺の皆さんに不安というものを持たざるを得ないと思うんですね。私は、この中で、なぜ高いのかという、あそこにはそれらの条件がある、このように私は思うんですね。鉄棒がございましてけれども、この辺は雨が降ると3日ないし4日間は雨が引くことがありません。そうした意味で、長い間の蓄積が、こうした数字にあらわれているのかなど、こういうふう思うんですけれども、経済環境部長、丸山議員の中でもありましたけれども、どうしても測定をしてほしいと、そういう不安な場合には応じますよと、こういう話がありましたけれども、ぜ

ひ、この大東区の子どもの遊び場については、再度調査をしていただきたい。そして、できれば鉄棒付近、1メートル四方で結構ですから、1回土を取り除いてもらって、どのくらい放射能が下がるんだろうかと、そういう実験もしていただきたいと、このように思うんですが、いかがですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

放射線量につきましては、これは福島の第一事故の以前、これは自然界と申しまして、これは世界中で核実験等を行っているために、事故以前から若干は測定されております。これが、千葉県の平均で言われるのが、0.03から0.04ミリシーベルトぐらいは事故以前から存在しているという数値がございます。それで、議員さんにもお願いしたいのは、八街市は震災時でも大きな被害はなかった。それで、安全な街、市だということでPRしてまいりました。なおかつ、牧草等、それからお茶について基準値を超えたということで、これは非常に報道等に出まして、八街市のイメージダウンにつながったと。実質、出た数値の問題よりも、八街市が基準を超えたということのデメリットの方が非常に大きかったと、私は考えております。

先般も丸山議員にもご答弁申し上げましたが、3カ所の0.12マイクロシーベルトレベルの放射線量が出ておりますが、これについても、やはり45カ所の中では高い。ただし、他市、あるいは千葉県の中では東葛地域が非常に高いわけです。これから、このレベルから見ますと非常に低いレベル。ただし、市の中としても3カ所が若干高いということで、その辺につきましては、先般の答弁以降、担当課にもお願いしまして、除染、減染、少しでも減るような方策を何らか手だてをしてほしいと。これにつきましては、個々に測定も再度しなければなりませんし、草の除去とか、いろいろやった中で、またはかってみて、どのくらい効果があるのか。効果がない場合に、また、ほかの方法をとってということは、今後実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問はすべて終了しました。

日程第2、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第164条第1項の規定により、経済建設常任委員会協議会視察研修のため、お手元に配付のとおり、酒々井町へ10月14日に議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第3、休会の件を議題とします。

10月6日は、議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

ご異議なしと認めます。

10月6日は、休会することに決定しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

本日の会議は、これで終了します。

7日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間、ご苦勞さまでした

(散会 午後 3時46分)

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 職員派遣の件
3. 休会の件

+

+

+